

支援拠点／要対協を通じた官民連携好事例集

I. 山口県下関市

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 253,635 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 716.10 km²

児童人口: 34,106 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 家庭児童相談室が置かれているこども家庭支援課に支援拠点を設置。平成 30 年 10 月から本格稼働。中規模型であり、子ども家庭支援員 3 人、心理担当支援員 1 名、虐待対応専門員 2 名の計 6 名以上を常時配置している。
- 社会福祉法人中部少年学院（なかべこども家庭支援センター「紙風船」の運営母体）に支援拠点業務の一部を委託。紙風船に子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置し、市と協働で支援拠点を運営している。



市役所とこども家庭支援センター「紙風船」の両方の窓口をホームページで紹介

(資料: 下関市ホームページ)

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協の事務局はこども家庭支援課が務めている。民間からは(一社)下関市医師会、(一社)下関市歯科医師会、(社福)中部少年学院、(社福)大平学園、紙風船等が参加。紙風船は個別ケース検討会議にも参加している。
- 今年度新たに NPO 法人下関子ども・子育てネット（庁舎内の子ども子育てフロアの「親子ふれあい広場」の指定管理団体）が代表者会議に参加開始。広場に遊びに来ている親子から気になる児童を見つけ出すことが連携の目的。
- 民間構成員の増加は、要対協の活性化につながると考えている。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝なかべこども家庭支援センター「紙風船」)との連携の取組

【民間団体の概要】なかべこども家庭支援センター「紙風船」

児童福祉法第 44 条の 2 に基づいた相談援助を行う施設。県の児童相談所や市の家庭児童相談室等の関係諸機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細やかな相談援助事業の実施を目的に、虐待や不登校、発達障がい等に関する悩みなど、専門的援助が必要な子どもや家庭に対しする相談やケア業務を行っている。

(1) 連携の背景・目的

- 紙風船との連携は、支援拠点業務の効果的運営に向け、民間団体から業務補助を受けることを目的とした。
- 業務委託先を紙風船に決定した理由として、①県内唯一の乳児院に併設された児童家庭支援センターである、②ショートステイやトワイライトステイを受け入れている、③市の養育支援訪問事業の受託者である等の実績や、④市にはない専門人材（心理担当職員等）を有していること等が挙げられる。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 支援拠点を市職員 3 名（子ども家庭支援員：正規職員 2 名、虐待対応専門員：正規職員 1 名。それぞれに精神保健福祉相談員が 1 名ずつ）、紙風船職員 3 名（子ども家庭支援員：正規職員 1 名、虐待対応専門員：正規職員 1 名（精神保健福祉士）、心理担当支援員非常勤職員 2 名（臨床心理士と公認心理士。常勤 1 名としてカウント））で、分担・協働して運営。支援拠点運営における官民連携モデルとして注目される。

支援拠点業務	民間の活動	役割分担
①子ども家庭支援全般に係る業務	a 実情の把握、b 情報の提供、 c 相談等への対応、d 総合調整	甲乙が分担
②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務	a 相談・通告の受付、b 調査、c アセスメント、d 支援計画の作成等、e 支援及び指導等、f 支援の終結	甲乙が分担 (a、e) 甲が主体、乙が補助 (b) 甲が主体、甲乙協働 (c、d、f)
③関係機関との連絡調整	a 要保護児童対策地域協議会の活用、 b 児童相談所との連携、協働、c 他関係機関、地域における各種協議会等との連携	甲が主体、乙が補助
④その他の必要な支援	a 一時保護、施設入所措置解除後の子ども等に対する支援、b 里親等の家庭の子ども等に対する必要な支援、c 不良行為、非行相談等の子ども等に対する必要な支援	甲が主体、乙が補助

※「役割分担」欄の甲は市を、乙は紙風船を示す。

(3) 連携の効果

- 運営面での基本的なメリットは、市職員と紙風船職員を合算することで、配置人員数を確保できること。
- 市職員は異動等で変わってしまう。紙風船職員に固定メンバーで対応してもらえば、市・市民にとっても安心である。
- 土日祝日、時間外に相談ができる。公務員は業務時間が限られるため、時間外の電話連絡は紙風船に第一報が行くようになっている。紙風船では、365 日 24 時間相談を行う体制を構築している。
- 民間団体が第一報を受けることで、市民も心理的に相談し易いというメリットがある。
- 養育支援訪問事業との組合せにより、細やかな情報収集や幅広い支援・指導が可能となる。
- 支援拠点業務での連携がうまくいっている理由として、下関市では①児相（一市一児相）、②児童家庭支援センター、③市家庭児童相談室のトライアングルが強固であることが挙げられる。各機関に相談が来た際に、市が担当した方がよいケース（生活保護や母子保健等）は市が、支援拠点にあげるまでもないケースは紙風船が対応するといった連携と役割分担ができています。

(4) 連携の課題、工夫

- 課題とその克服に向けた工夫として以下の3点が挙げられる。
- ①市役所と紙風船の場所が離れていること。スケジュール等の連携が難しい、リアルタイムの情報共有が難しい等の課題もあったが、電話連絡を頻繁に行い連携に努めている。また、時間外に紙風船での対応が難しいケースが発生した場合は、市の拠点職員が公用携帯を使って指示、連携して対応をしている。
- ②市役所と紙風船でそれぞれにケース記録が保存されていること。紙風船のケース記録を市役所に提出し、市役所で統括管理することで対応している。
- ③ケース対応で若干の齟齬が発生すること。互いに処遇検討会議録の写しを提供しあい、共通の認識を持つようにしている。互いの認識を高めるため、今後勉強会・合同研修等が必要とされている。

3. 支援拠点／要対協と民間(＝なかべこども家庭支援センター「紙風船」)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 紙風船とは、支援拠点業務に必要な情報を共有している。
- 他の民間団体に対しても、支援に必要な情報があれば、共有したいと思っている(支援重視)。その際、基本的に行政と同レベルでの守秘義務を民間にもお願いしている。

(2) 守秘義務条項

- 紙風船への支援拠点業務補助業務委託に関しては、委託契約書の中で「秘密の保持」、「個人情報の保護」について、また仕様書の中で「個人情報の管理等」について規定している。さらに、これらに「個人情報取扱特記事項」を添付し、具体的な条項を示している。
- 紙風船を含む要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で「守秘義務」について規定した上で、口頭説明を行っている。民生委員等に個別ケース検討会議に参加してもらっているが、守秘義務に関する誓約文は取っていない。民生児童委員協議会会長が要対協構成員であり、民生委員等も守秘義務について十分に理解しているため。
- 子ども食堂等に要保護児童がお世話になっているため、必要な情報は提供している。守秘義務に関する誓約文は取っていない。

(3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- 紙風船では、現在、児童家庭支援センター用のシステムでケース記録を作成しており、システムのセキュリティを厳重にしている。紙媒体でのケース記録は鍵付きの倉庫で保管。定期的に職員に守秘義務について周知している（資料を持ち出さない、プライバシー保護等）。
- また、社会福祉法人中部少年学院に就職する際に、書面で個人情報の守秘義務の契約を行っている。

(4) 情報共有の課題、工夫

- 連携する民間団体は多い方がよいが、NPO やこども食堂等、要対協構成員でない団体との情報共有については検討課題となっている。紙風船等民間団体からは、守秘義務、個人情報取扱への取組を今後充実させていきたい意向が示されており、官民ともに連携促進に向けた取組を進めていく方向である。
- 昨年度に下関市の子ども食堂が協議会を立ち上げており、今後協議会を通して守秘義務等様々な体制づくりが進んでいくことが期待される。

II. 大分県別府市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 113,252 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 125.34 km²

児童人口 : 16,418 人 (2015 年度)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問による継続的支援を実施するために、令和 2 年 4 月、別府市子育て支援課子ども支援係に支援拠点（本所）を設置。小規模 B 型。市職員 8 名（総括 1 名、子ども家庭支援員 1 名（臨床心理士資格保有者）、心理担当支援員 1 名、家庭相談員 3 名、事務職 2 名）を配置。
- 併せて、社会福祉法人別府光の園に支援拠点（支所）を設置。市からは支援拠点業務の拡充分（相談事業、弁護士による専門相談、要対協業務、家庭訪問、子育て短期支援事業等）を別府光の園に委託。別府光の園職員 2 名（子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名）を配置。
- 別府市子育て世代包括支援センターとも連携を取りながら支援を行っている。



左：子ども家庭総合支援拠点（本所）、右：子ども家庭総合支援拠点（支所）

（資料：別府市）

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協関係機関・構成機関は、年々増加している。個別ケース検討会議で支援対象者に係る機関は、概ね関係機関として要対協に参加している状況。
- 民間からは、別府光の園のほか、発達医療センター、子ども会育成連合会、保健所、医師会、歯科医師会、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、PTA 連合会等が参加。
- 要対協関係機関以外の民間団体として、放課後デイサービスや放課後児童クラブ等を手掛ける事業所から、気になる児童等についての情報提供をいただいている。また、企業型の保育園も要対協メンバーに加わってもらおう検討をしている。
- 要対協調整業務は、別府光の園の支援を受けつつ、主に市の子育て支援課が行っている。



要保護児童対策地域協議会 合同会議の様子（R2 年度開催）

（資料：別府市）

2. 支援拠点／要対協と民間（＝別府光の園）との連携の取組

【民間団体の概要】社会福祉法人 別府光の園

「敬天・如己・慈愛」の3つの精神（こころ）を理念に、自己研さん、専門性向上に努め、祈りながら、子ども・養育者・その家族の幸せのために、喜びを持って生きるという実践を通じて、地域に福祉文化を広める団体。「Plaza Puer 光の園」という敷地内にて、児童養護施設、保育所、児童館、子ども家庭支援センター、子どもクラブ、グループホーム等を運営する。

(1) 連携の背景・目的

- 別府光の園との連携の目的として、①児童福祉の専門機関へ委託することで、専門的知見に基づく支援対応の強化を図る、②夜間・休日の対応強化を図る、③支援拠点として国の人員配置基準を確保し安定した運営を図る、④これらにより在宅支援の強化に繋げることが挙げられる。
- 別府光の園は、①市内の児童福祉関係の社会福祉法人の中でも特に支援対象児童との相談指導に関する知見・経験に富むこと（大分県からの委託で市内で唯一児童家庭支援センターを運営）、②夜間や緊急時の対応を適切に行うことができること、③児童相談所、市町村、その他関係機関と関係性を持ち、支援体制を確保していること等から、支援拠点業務委託先として最適であると判断した。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 別府光の園への支援拠点業務委託範囲は下記のとおり。大きく、平日日中は市が対応し、休日夜間は光の園が対応するという役割分担がされている。
- 将来的には子どもの貧困対策業務についても依頼したいと考えている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○相談事業○弁護士による専門相談（支所のみ）○別府市要保護児童対策地域協議会に関する業務○個別ケースワーク業務○児童虐待防止に関する普及・啓発事業○児童の安全確認○広報事業○乳幼児健診未受診者への家庭訪問（支所のみ）○研修会の参加 等 |
|--|

- 別府市職員 8 名（総括 1 名、子ども家庭支援員 1 名（臨床心理士資格保有者）、心理担当支援員 1 名、家庭相談員 3 名（教員、保育士、助産師資格保有者）、事務職 2 名、別府光の園職員 2 名（子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名）、が連携・協働して支援拠点を運営している。

(3) 連携の効果

- 別府光の園との連携を得て、支援拠点での在宅支援強化を進めている。今後も支援体制を強化していく。
- 支援拠点を本所・支所の二つに分けたことにより、土日祝日含め 24 時間対応が可能になったことが最大の効果である。
- 支援拠点に関する国の人員配置基準（小規模 B 型、常時 3 名）に対し、別府市職員のみでは不足していた。別府光の園に業務委託を行うことで、人員を 2 名追加し、人員配置基準の確保、安定的運営の確保、国の補助の活用等に結びつけることができた。
- 市の相談員（会計年度任用職員）は 3 年区切りで人事異動による入れ替わりがあり得る。別府光の園と連携することで、専門職の相談員が長期的に勤務してくれることは市として心強い。
- 市民にとって相談する場所、時間帯など選択の幅が広がったと言える。

(4) 連携の課題、工夫

- 支援拠点の本所と支所が別の場所にあることは課題となっていない。電話等で密に連絡を取っていること、また、日々の連絡事項、要対協業務（実務者会議、個別ケース検討会議）、月 1 回の報告会議等で、別府光の園職員が本所を頻繁に訪問していることから、コミュニケーションに支障は生じていない。
- 別府光の園では、大分県からの委託事業である児童家庭支援センターと、別府市からの委託事業である支援拠点の棲み分けを明確にするために、電話番号を別にする、事務所をパーティション等で仕切る、担当職員を別にする等の対応が取られている。

3. 支援拠点／要対協と民間（＝別府光の園）との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 市と別府光の園との間で、支援拠点業務に必要な情報が共有されている。
- その他の民間団体については、要対協構成員や、要対協構成員ではないが支援家庭に深くかかわっており、個別ケース検討会議に参加する機関（障害サービス事業者等）と、情報共有をしている。
- 市から NPO やボランティアに情報提供は行っていないが、気になる児童等の情報を提供してもらうことはある。

(2) 守秘義務条項

- 別府光の園への支援拠点委託事業に関しては、委託契約書の中で「秘密の保持」、「個人情報の保護」について、また「秘密保持及び個人情報保護に関する取扱特記事項」を添付し、具体的な条項を示している。
- 要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で「守秘義務」について規定するとともに、会議の冒頭で守秘義務の説明している。その際には出席者名簿兼守秘義務に関する同意書の様式があり、そこに署名をいただいている。個別ケース検討会議には、要対協構成員ではない機関も参加するが、その際にも同様の手続を取る。

(3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- 別府光の園は、守秘義務を課せられている法人であり、児童福祉分野で経験を積んだ職員が多く、守秘義務に関して組織的に共通認識がみられる。同法人に入職する際には、守秘義務に関する研修が行われるほか、支援拠点設置時にも担当職員に守秘義務に関する説明が行われている。また、法人として事故対応マニュアルを作成しており、事故発生時にはマニュアルに沿って対応することになっている。
- 大分県からの委託事業である児童家庭支援センターと、別府市からの委託事業である支援拠点では、担当者を分け、情報が混同することがないように努めている。

(4) 情報共有の課題、工夫

- 支援拠点業務における市と別府光の園の間の情報共有及び個人情報保護は円滑に進んでおり、特段の課題は生じていない。今後も、日々の連絡、相互訪問、定期的な会議等を重視していく。
- 要対協に参加している民間団体は多いが、基本的には個人情報保護について理解がある機関・個人しか要対協に入れていない。
- 個別ケース記録は、市で一元管理している。別府光の園からは Word ファイルで月に 1 回まとめて提出されており、それを市でまとめている。共同管理台帳は、市が調整管理機関として集約（電子媒体及び紙媒体で個別データを受け取り、集約したものを紙媒体で提供）している。

III. 埼玉県嵐山町

【自治体の概要】 類型:小規模(人口5万人未満)

人口 : 17,624 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 29.92 km²

児童人口: 2,078 人 (令和 3 年 1 月 1 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 嵐山町福祉課児童福祉担当に支援拠点「子ども家庭支援センター」を設置（令和元年度＝平成 31 年度）。B&G 財団「子どもの第三の居場所」事業の助成を受けて拠点を設置。
- 支援拠点では、相談業務だけではなく、「コミュニケーション教室」と称して、放課後の時間帯に子どもを預かり、送迎を行い、保護者と困りごとについてのコミュニケーションをとりながら、保護者と一緒に子どもを育てていく方針を掲げている。
- 支援拠点開設翌年の令和 2 年度から、(一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク（通称「アサポート」）に支援拠点業務の一部委託を開始。子ども家庭支援員 2 名の派遣を受けている。



左：子ども家庭支援センター 外観、右：子ども家庭支援センター 施設内観

(資料：嵐山町)

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 虐待予防を重視し、母子健康手帳交付時から気になる家庭（約 120 件）をチェックリストに挙げている。福祉関係者、警察、学校等の地域社会資源と連携を図っている。
- 民間からは社協、児家セン等が構成員となっている。また、小・中学校等に個別ケース検討会議に参加してもらっている。

- 現時点で、アスポートは要対協構成員になっていない（支援拠点の施設長＝行政職員は要対協構成員）。

2. 支援拠点／要対協と民間（＝彩の国子ども・若者支援ネットワーク）との連携の取組

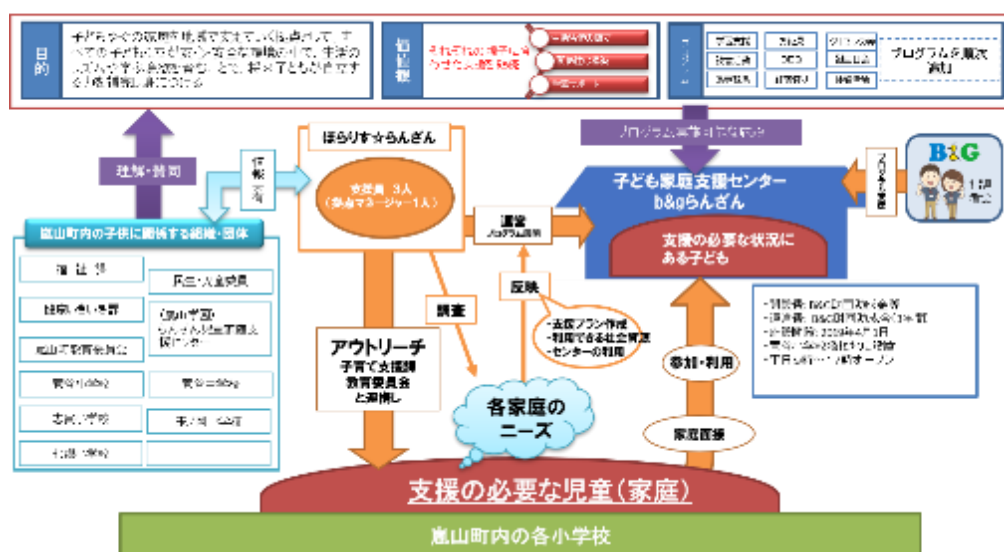
【民間団体の概要】一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク

様々な困難を抱える子ども・若者を対象に学習支援教室およびソーシャルワークの手法で家庭訪問、面談、居場所づくり等を行い、社会参加、自立のための支援を行う団体。埼玉県および各市から「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」を経年受託。大学等の研究者、小・中・高・特別支援学校の現職と元教員、社会福祉士、臨床心理士、ケースワーカー、児童相談所元職員等、で構成。学習支援員 112 名、学習専門員 119 名、学習ボランティア 817 名（令和 3 年度）。

(1) 連携の背景・目的

- 支援拠点は、令和元年度に会計年度職員 3 名で開始したが、1 名の退職、業務多忙等もあったため、翌年度からアスポートに支援拠点業務の一部委託を開始し、子ども家庭支援員 2 名の派遣を受けている。
- 子どもを預かりながら、子ども・保護者とのコミュニケーションを経て、問題のアセスメント、アプローチにつなげるためには、町が該当する小規模 A 型の常時 2 名体制では不足する。また、相談を受けるだけでなく、アドバイスを行える専門人材が必要。
- アスポートには専門知識のある人材がいるため、委託による連携を行っている。

子ども家庭支援センター（b & g らんざん）運営概要図



子ども家庭支援センター運営概要図（資料：嵐山町）

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 支援拠点では相談業務と支援業務を行っているが、アスポートからは拠点で子どもたちに直接接する子ども家庭支援員を派遣している。委託業務内容は下記のとおり。
 - 親子体験活動、体験教室等の運営業務に係る支援
 - 子育てに関する相談及び支援業務に係る支援
 - 子育てに関する講習等の実施業務に係る支援
 - 子育てに関する情報の収集及び提供に係る支援
 - 親同士の交流の場の提供に係る業務の支援
 - 子育てサークルの育成及び支援に係る業務の支援
- アスポートからは、週に4日、2名の子ども家庭支援員を派遣している（施設管理を含む常勤職員1名、午後の児童来所に対応する非常勤職員1名。保育士、教員資格保有者等）。
- 相談業務は町職員が行っている。保護者の気持ち、保護者や家庭の背景（育ち方）等を相談員が聞き取っているため、アスポート側の安心感も大きい。保護者は町の相談員、子どもはアスポートが面談する等の協力・連携体制ができている。

(3) 連携の効果

- 支援拠点に来所する子どもは様々な問題を抱えているため、児童と職員が1対1で手厚く対応している（1日に来所する児童4～5人（登録児童数は15～16人）に対し、町の会計年度職員3人、アスポート職員2人の5人体制で対応）。アスポートとの連携により、上記体制の実現が可能になっている。
- 支援拠点での特殊な業務にマッチする人材を見つけることが難しい現状では、一度現場で働いてもらい適性を見極める過程が重要となっている。アスポートが有する人材ネットワークから候補者を探してもらえることで町は助かっている。また、町で会計年度職員を雇うと、能力のミスマッチがあった際に次の人材を探すことが難しくなることもあり、アスポートとの連携は重要である。
- 町とアスポートが頻繁に話し合うことで、支援拠点が目指す方針（「子どもたちに指導をするのではなく、家の代わりに落ち着いてリラックスできる場所を提供する」、「生きていくためのスキル（非認知能力）を身に付けてもらい自立できるようにする」等）を確認し、共有できている。アスポートにとっても貴重な経験の蓄積となっている。
- 親を通して子どもの話を聞く（主に町職員が担当）、親のいないところで子どもたちから生の声を聞く（アスポート職員が連携）ことにより、多くの情報量を得て、支援を検討することができている。
- 知らない大人が自分の家（支援拠点）を訪れても、怯えることなく会話ができるようになっている。子どもが大人を信頼できている証左でもあり、拠点の効果が実感されている。

(4) 連携の課題、工夫

- 連携は組織ではなく人。「電話なり、会うなりして、担当者同士で連携できるようにする」ことを心がけている。
- 支援拠点業務で必要とするスキルを持った人材、子どもたちに寄り添った支援ができる人材をどのように探し出すかが課題。資格の有無よりも経験と資質を重視し、フルタイム人材を同一生活圏外から探しているが、年配の方は体力や子どもへの柔軟な対応が、若い方は経験が不足することも多い。
- 上記人材は、全国的に不足しているため、人材をつくることから始める必要がある。指導側の人材も十分でなく困難もあるが、支援拠点でも若手人材の育成を行っている。数週間の研修では難しく、数年単位の OJT が必要となる。

3. 支援拠点／要対協と民間(=彩の国子ども・若者支援ネットワーク)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 虐待予防では「何かおかしい」と気付く感性が重要であり、子どもに変わった様子があれば、些細なことでも情報共有する方針をとっている。1日5分程度のミーティングといった日々の情報共有努力が重要。
- 町からは、拠点業務に必要な情報共有を行っている。一方で、拠点業務に必要な情報はない情報は町の職員の中に留めるコントロールを行っている。
- アスポートでは、子どもと接する中で、酔った親に叩かれた等のことを聞いた際には、町の子育て担当（場合によっては即児相）に必ず相談・連絡している。

(2) 守秘義務条項

- アスポートへの支援拠点業務委託に関する守秘義務条項は、業務委託契約書に添付されている「個人情報取扱特記事項」に明記し、これに基づく個人情報の取り扱いを依頼している。
- 要対協においては、要綱の守秘義務条項に沿って、参加者に対し包括的な守秘義務が生じることを口頭で説明している。

(3) 情報共有の課題、工夫

- アスポートは、埼玉県が「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」に先駆けて学習支援事業を開始する際に設立した団体であり、設立当初から、家庭や子どもの情報に関する守秘については自治体職員と同じ自覚をもってあたるよう指導されてきており、個人情報について厳しい取扱いを行っている。
- 職員は入社時及び毎年「本事業を通して知り得た情報は、事業に従事している間も、法

人を辞めた後も決して外に漏らさない」という誓約書を書いている。さらに月一回、全職員が個人情報取り扱いの際の遵守事項を示すチェックシート（「個人情報持ち出しチェックシート」）に記載し、センター長がこれを確認している。

- 子どもが「誰にも言わないで」とこっそり教えてくれたことでも、情報共有しないわけにはいかない。職員を信頼して教えてくれたことが別の者から本人に伝わったとき、信頼関係が崩れてしまうが、アスポートと嵐山町の相談支援員の間には、情報をすべて伝えてもそのようなことは起こらないという信頼関係ができている。

IV. 福井県福井市

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 259,426 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 536.41 km²

児童人口 : 40,139 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 市役所内の拠点(子ども福祉課)とは別に、福井駅前の商業施設に「福井市男女共同参画・子ども家庭センター」(以下、「子ども家庭センター」)を設置。子育て世代によるアクセス利便性を高めた。子ども家庭センターの運営は学校法人福井仁愛学園に委託。
- 市役所の子ども福祉課と子ども家庭センターを合わせて、子ども家庭総合支援拠点と位置付けている(中規模型)。
- 支援拠点には子ども福祉課と福井仁愛学園の職員合わせて常時 6 名を配置(土曜日は市役所が休みのため、福井仁愛学園職員を常時 6 名配置)。福井仁愛学園職員のうち 1 名は心理担当支援員。



職員事務所、電話相談室(奥)

(資料: 福井市)

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協構成員として、民間から、学識経験者(大学関係者、弁護士会)、福祉分野(民生児童委員協議会連合会、福井仁愛学園、社会福祉協議会、各種社会福祉法人等)、教育分野(小中学校や特別支援学校の校長会、私立幼稚園・認定こども園協会等)、保健・医療分野(医師会、歯科医師会等)の関係者等が参加。
- 要対協調整機関は子ども福祉課が務める。
- 要対協の進行管理ケースのうち、比較的軽微なケースについては子ども家庭センターが対応する。これに関連し、市から福井仁愛学園に対し、要保護児童等への支援業務(要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録表の作成、支援終結への対応)等の要対協関係業務を委託している。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝福井仁愛学園)との連携の取組

【民間団体の概要】学校法人福井仁愛学園

「仁愛兼済」の建学精神に基づき、大学院、大学、女子短期大学、女子高等学校、幼稚園を設置して、時代の要請に応えつつ、地域の発展を支える人材の輩出を目指す。心理学科、子ども教育学科、大学院等を通じた、心理士、保育士養成に定評がある。

(1) 連携の背景・目的

- 支援拠点には心理担当支援員を置かねばならないが、市側には心理士等の人材が少ないため、人材確保・人材育成の面から心理士の確保が必要とされていた。
- 福井仁愛学園には学部心理学科、大学院人間学研究科臨床心理学専攻が設置されており、心理士等の育成に定評があった。
- 支援拠点業務の一部外部委託に向け、公募プロポーザル形式による委託先選考を行った結果、平成 19 年から福井仁愛学園が委託先として選定されている。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 福井市から福井仁愛学園に対する「福井市男女共同参画・子ども家庭センターにおける子ども相談・子育て支援事業業務委託」（最新の委託契約は令和 2～6 年度までの 5 年間）の中で、下記の支援拠点業務等を委託している。

事業	業務	内容
子ども相談事業	子ども相談業務	子ども家庭等に関する相談全般に応じる。
	要対協に関する業務	要対協構成機関としての役割、各会議への出席、会議報告書の作成。
	要保護児童等への支援業務	要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録票の作成、支援終結への対応
子育て支援事業	基本事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。
	地域支援事業	関連機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携の構築。
情報提供事業		ホームページ等を用いた市の実情・社会資源等に関する情報提供、関係機関への連携に資する情報提供。
その他		相談業務の専門性向上に向けた研修会等への参加。

※網掛け部分は、支援拠点業務を示す。

- 上記支援拠点業務に関連し、福井仁愛学園からは、事業責任者及び子ども相談事業を行う職員を常時2名を配置している（土曜日にはさらに3名を加えた6名体制を整備）。
- 事業責任者には児相退官者、子ども相談事業を行う職員には同学園大学院卒業生の臨床心理士、公認心理士を配置。いずれも、大学院卒業後、児童相談所や病院で実務経験を経た人材である。
- 子ども家庭センターでは、「相談室」に加え、「子育て支援室」（親子が一緒におもちゃ遊び、手遊び、絵本等を通してコミュニケーションを深め、他の親子とも交流できる。子育て講座、相談会、親子遊び・子育てサービス情報等も提供）を提供。
- 地域子育て支援センターも併設しており、駅近という立地条件もありコロナ前には1日30～40組程度の利用者がみられた。両親のちょっとした悩みを保育士、心理士が吸い上げ、継続した来所につなげている。



親子の交流スペース「子育て支援室」

（資料：福井市）

（3）連携の効果

- 市では確保しにくい心理士等の専門職を支援拠点に配置してもらうことで、相談時に同席してもらったり、子育てに悩む家庭への訪問や、要対協内での比較的軽微なケースへの対応を担当してもらったりする等、状況に応じた、市と学園との連携・分担対応が可能になっている。
- 連携により、土日祝日も相談を受け付けられることは大きなメリットである。
- 市役所に相談するか迷う悩みやトラブルも、子ども家庭センターなら話しやすいとする利用者も多い。市役所から離れた場所にセンターを設置したメリットといえる。
- 民間である福井仁愛学園にとってのメリットは、心理士の地域貢献の場、保育士の実習の場の獲得である。

(4) 連携の課題、工夫

- 当初は、市役所ではない子ども家庭センターに相談してよいものかと思う市民もみられたが、センターの周知や地道な活動により不安解消に努めた。

3. 支援拠点／要対協と民間(＝福井仁愛学園)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 子ども家庭センターの業務、要対協関連業務等を通じて、市と福井仁愛学園の間では頻繁な情報共有が図られている。

(2) 守秘義務条項

- 子ども家庭センター業務等の委託事業については、委託契約書ないしは仕様書の中で秘密の保持が明記されており、さらに「個人情報取扱特記事項」が添付され、情報漏洩防止に努めている。
- 要対協構成員に対しては、要対協設置要綱で守秘義務を記されている。また、代表者会議、実務者会議では、会議の冒頭で必ず要綱を示し、配布資料内にも守秘義務を記載している。個別ケース検討会議でも、ケース情報が記されたプリントに個人情報の守秘義務が記載されている。要対協の要保護児童に関する情報共有については、児童福祉法の範囲内と位置付けており、誓約書を交わすまではしていない。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 関係機関との情報共有が課題となっている。子ども家庭センターの職員が保育園や医療機関等に情報提供依頼をしても、協力いただけないこともある。
- 支援対象児童等見守り強化事業にて、民間団体・NPO 法人等に見守りを依頼し、気になる児童の情報提供をいただいている。このうち比較的新しい団体については要対協構成員になっていないところもあり、その対応が課題となる。

V. 宮崎県高鍋町

【自治体の概要】 類型:小規模(人口5万人未満)

人口 : 19,648 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 43.80 km²

児童人口: 3,636 人 (2015 年度)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 支援拠点として、平成 29 年 3 月に町役場庁舎別館内に子ども家庭支援センター「みらい」を設置。
- 子ども家庭支援センター設置当初から、運営は高鍋町社会福祉協議会に委託している。小規模 A 型であり、社協職員による常時 2 人体制をとっている。
- 同じ場所に、支援拠点開設前から総合相談支援センター「架け橋」が設置されている。また、館内には地域包括支援センター（高齢者対象）、障がい者(児)等基幹相談支援センター、ふれあい総合相談（全町民を対象）も入っている。これらのセンター運営を社協が担当していることもあり、連携を取りやすい環境となっている。



左：総合相談支援センター「架け橋」、右：子ども家庭支援センター「みらい」での相談の様子
(資料：高鍋町)

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協の調整機関は子ども家庭支援センター「みらい」が担当している。
- 要対協構成員のうち民間団体としては、社協、医師会、保育園・幼稚園、民生・児童委員協議会等となっている。今年度からスクールソーシャルワーカーが要対協メンバーとなった。
- 要対協の登録ケース数は40件程度。今年度の新規件数は10件程度で、30件が継続ないしは再開のケースである。
- こども食堂や学習支援施設といった要対協構成員以外の団体との連携はまだない。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝高鍋町社会福祉協議会)との連携の取組

【民間団体の概要】高鍋町社会福祉協議会

社会福祉を取り巻く厳しい経営環境の中、地域福祉実践隊としての使命を自覚し、誰もが「安心してともに暮らせる地域社会の実現」を基本理念として、行政や関係機関、福祉団体等との連携を図り、地域福祉の計画的な推進のための事業に積極的に取り組んでいる。

(1) 連携の背景・目的

- 児童虐待案件はすぐに対応できるようになるものではない。町役場の職員はどうしても異動が多く、対応力に課題が生じていた。
- 民間委託のメリットとして、同じ担当者による継続的な対応が可能となることを期待した。社協にはそのような専門人材、専門ノウハウの蓄積があった。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 社協が担う支援拠点「みらい」の業務は下記のとおり。支援拠点設置要綱に定められているすべての業務に及ぶ。
 1. 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること。
 2. 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
 3. 新たな社会資源の開発、育成及び支援に関すること。
 4. 軽度の児童虐待等により、見守りが必要とされる家庭の支援に関すること。
 5. 児童虐待防止のための家庭訪問等による支援に関すること。
 6. 養育が困難な家庭の支援に関すること。
 7. 高鍋町利用者支援事業の実施に関すること。
 8. その他町長が特に必要と認めること。
- 総合相談支援センター「架け橋」内では、委託事業ごとに専任職員を配置し、業務を担

当している。事業間で連携はしている。

- 町役場の窓口にはなかなか行けない町民が「みらい」に相談し、「みらい」の職員が家庭訪問や同行支援をすることで、行政サービスへとつなぐ橋渡し役的な役割を担う。（利用者支援業務等）。また、教育委員会と連携して学校・保育所を訪問する中で、気になる子どもがいれば保護者とともに福祉課につなぎ、関連支援を紹介している。
- 「みらい」で虐待相談を受けた場合にはすぐに福祉課に報告するとともに、児童相談所とも連携しながら「みらい」職員が相談者に聞き取りに行っている。

(3) 連携の効果

- 社協の専門知識・ノウハウを有する職員が、町職員のように頻繁に異動することなく、支援対象となる家庭と長期的な信頼関係を築けることが重要である。
- 「みらい」の運営時間は平日昼間となっているが、土日は業務用のスマホか電話転送で対応している。
- 行政には言いづらいことも、民間の「みらい」になら気軽に相談できるという町民も多く、行政として助かっている。

(4) 連携の課題、工夫

- 関係機関の担当者同士が、組織の枠を超えて知り合うことが重要との認識の下、町内の幼稚園・保育園・学校・企業・各種団体・行政等が子育てに対して同じ視点に立ち、社会全体で子どもを育てていける仕組みづくりや地域づくりの構築を目的として、各種会議やイベントを行っている（「子育て支援ネットワーク会議」、「子育て応援フェスティバル」はコロナ禍で中断している）。
- 今年度から要対協メンバーになったスクールソーシャルワーカーと「みらい」は月1回情報交換を実施。2021年3月に設置された母子健康包括支援センター（子育て支援世代包括支援センター 通称「オヤトコ」）とも月1回情報交換会議を始めている。これらにより、妊娠から高校卒業（18歳）までの切れ目ない支援ネットワークの拡充に努めている。

3. 支援拠点／要対協と民間(＝高鍋町社会福祉協議会)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 町役場の情報システムに社協はアクセスできない。社協が得たデータファイルにはパスワードがかけられたうえで町にメール送付されている。
- 要対協の台帳は、子ども家庭支援センター「みらい」でデータ入力・管理されている(Excel ファイルのパスワード管理であり、システムは用いていない)。

(2) 守秘義務条項

- 事業委託の場合、委託契約書内で守秘義務を規定している。例えば、子ども家庭支援センターの業務委託の場合、「子ども家庭支援センター設置要綱」内及び子ども家庭センター運営業務の委託契約書内で守秘義務を規定している。一方、契約書に「個人情報取扱特記事項」等は添付していない。
- 要対協では、個別ケース検討会議等の冒頭で守秘義務について説明しているが、署名等とはっていない。
- 要対協の枠組の外で開催されている情報交換会については、参加者の専門職としての倫理意識や守秘義務意識の範囲で運用している。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 要対協では、基本的に職務上、守秘義務が課せられている方がメンバーとなっているため、個人情報漏洩に関する懸念はない。
- 一方で、委託契約関係にない民間団体、要対協メンバーではない民間団体とは、予め協定を結び、それを基に、現場の職員レベルで個人情報取り扱いの意識統一を図る方法が望ましいと考えられる。
- 相談員が子どもや保護者をどこかにつなぐ場合には、必ず本人または保護者の了承を得るようにしている。例え相談員が既知の情報であっても、敢えて本人から聞き出す方法をとっている。

VI. 栃木県日光市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 78,630 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 1,449.83 km²

児童人口 : 9,837 人 (令和 2 年 4 月 1 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

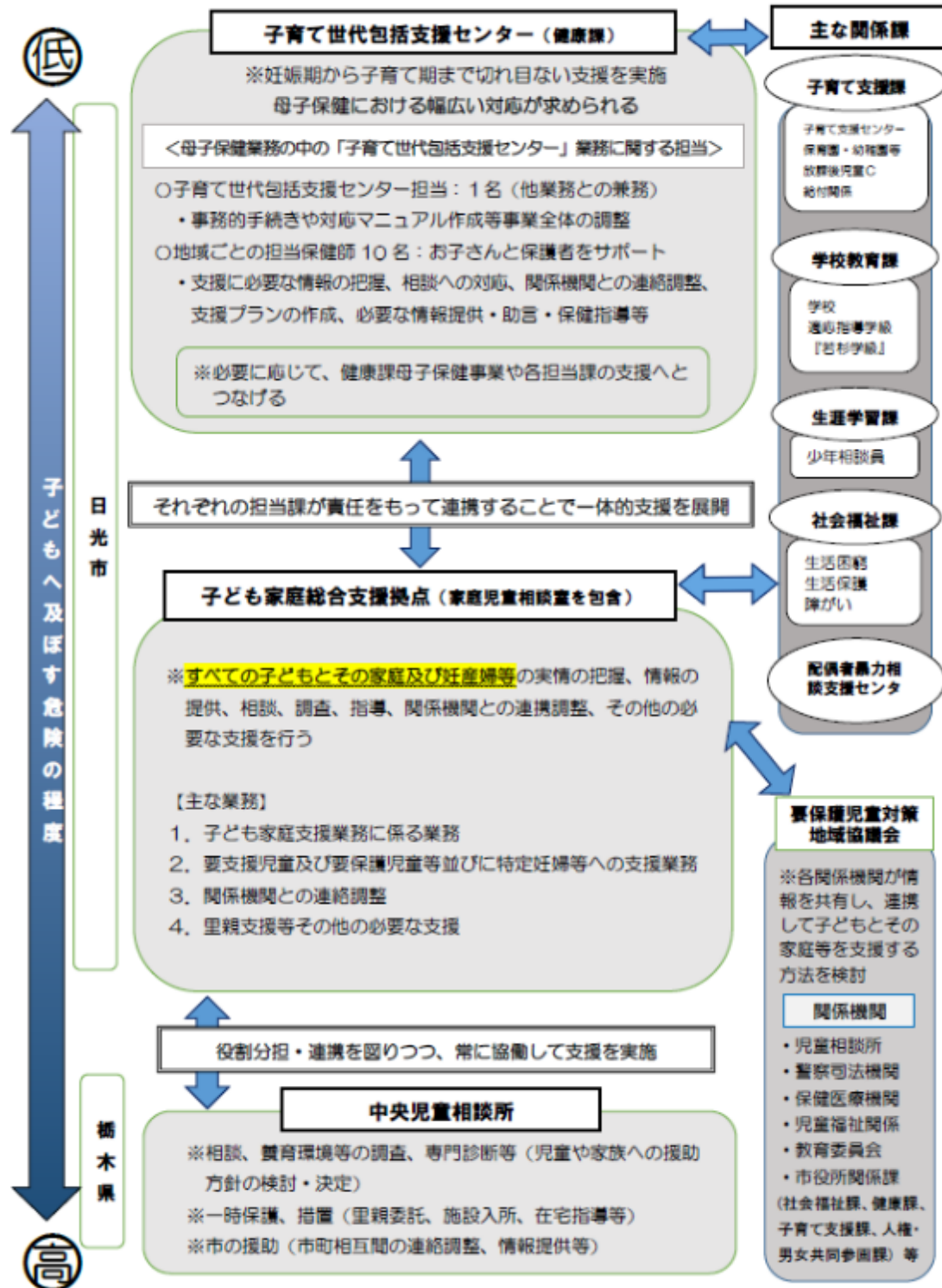
(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 令和 3 年 4 月、市の家庭児童相談室内（市役所とは別棟）に支援拠点を設置。
- 支援拠点業務の一部を NPO 法人だいじょうぶに委託。市職員 6 名（常勤 3 名、会計年度任用職員 3 名）、だいじょうぶの相談員 2 名で運営している。
- 相談業務は家庭児童相談室において、市とだいじょうぶの職員がともに行っている。子ども居場所事業は市内 3 か所に設けられている。

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 民間団体としては、医師会、民生委員児童委員協議会連合会、幼稚園連合会、校長会、社協、里親会等に加えて、だいじょうぶ等の NPO 法人も参加している。
- だいじょうぶは、理事長が NPO 法人代表として代表者会議に出席しているほか、実務者会議や、委託事業に関わりのあるケースについては個別ケース検討会議にも参加している。また、毎週の受理援助方針会議にも理事長が出席している。
- 要対協で進行管理をしているケース件数は年間 300～350 件。

日光市子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）



日光市子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）

（資料：日光市）

2. 支援拠点／要対協と民間(=だいじょうぶ)との連携の取組

【民間団体の概要】特定非営利活動法人 だいじょうぶ

平成 16 年の児童福祉法改正の折、市の体制だけでは支援を必要とする家庭への対応が困難であるとして、地域関係者が集った勉強会を契機に創設された、児童虐待対応専門の民間団体。

子どもの声に耳を傾け、寄り添いながら、その家庭が地域の中で安心した暮らしを送れるように、必要な支援を届けている。日光市との協働により、家庭児童相談、育児支援家庭訪問、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援等の事業を進めている。

(1) 連携の背景・目的

- 平成 16 年の児童福祉法改正により、市区町村が第一義的な相談機関と位置づけられたが、当時の家庭児童相談室では人員不足等から 24 時間対応等が困難な状況にあり、家庭児童相談室の体制強化が急務となった。
- そこで協力してもらえる民間団体を探したものの、当時地域には該当する団体がみつからなかった。市民活動をしている NPO 団体、市、市議会議員等からなる勉強会を開き検討した結果、児童虐待対応専門の民間団体の立ち上げが必要との結論に至り、だいじょうぶの設立へとつながった。
- 平成 17 年の設立以降、家庭児童相談室業務の一部をだいじょうぶに委託している。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- だいじょうぶでは、家庭児童相談室の相談業務の一部を担っており、市の相談員とほぼ同等の役割を担う。市の相談員 6 名、だいじょうぶの相談員 2 名による官民共同運営体制となっている。
- 特に、市役所の勤務時間外となる夜間、土日祝祭日の対応においては、だいじょうぶが中心的な役割を担っている（土曜は事務所での対応、日曜・祝祭日は電話での対応）。夜間・土日祝祭日の対応件数は、年間 500～600 件程度。
- 緊急対応が必要な場合の相談・訪問も受けてもらうことがある（時間外はほとんどが電話相談だが、訪問・来所も一部ある）。
- 緊急性の判断については、必ずだいじょうぶから市の担当者に連絡し、市の判断に基づいて業務を遂行している。

(3) 連携の効果

- 夜間、土日祝祭日の時間外対応の強化が最大の効果。時間外の対応件数は例年 500～600 件で、令和 3 年度はさらに多くなっている。

- 市の職員は人事異動があるが、だいじょうぶでは比較的長期間、同じ相談員が相談業務を担当しており、相談者にとっても安心感がある（相談員のうち 1 名は 9 年間相談業務に携わっている）。

(4) 連携の課題、工夫

- だいじょうぶ設立当初は多くの課題があったが、都度一つひとつ話し合いをしながら解決し、現在に至っている。
- 例えば、だいじょうぶの設立当初には、相談室業務を担当してもらえる人たちを募って職員を採用したが、必ずしも家庭児童相談の経験を有する人材ばかりではなかった（他の相談業務経験を有する方等）。設立後に電話相談の研修に参加する等、専門的な研修に参加し、技術習得を行い、スキルを高めてもらった。

3. 支援拠点／要対協と民間(＝だいじょうぶ)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 家庭児童相談室の業務を行うに際して必要な情報については、市職員・だいじょうぶ職員ともほとんど差はなく情報共有を行っている。
- 相談業務に際しては、家庭児童相談室のシステムを利用しているが、同システムに住基システムからデータを取り込む作業については市職員のみが実施する。いったん家庭児童相談室のシステムに取り込まれたデータについては、だいじょうぶの職員も参照することが可能。

(2) 守秘義務条項

- 家庭児童相談室業務の委託契約書内に守秘義務条項が含まれており、その条項の規定の範囲内で個人情報にアクセスすることが可能となっている。
- 日光市要保護児童支援協議会設置要綱に守秘義務規程を記載している。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の各会議前に、守秘義務の規定を口頭で周知するとともに、出席者名簿を作成し、保存している。
- 実務者会議では審議ケース資料の表紙に、個別ケース検討会議では議事次第に、守秘義務規定の文面を記載している。
- 民間団体への委託事業については、委託契約書の中で守秘義務条項を設けている。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 要対協の実務者会議に参加している行政職（係長クラスが多い）等は異動も多く、初めて参加する方も多い。そのため、毎年 4 月の初回会議時に要対協について解説する時間を設け、理解を深めてもらうようにしている。

- 家庭児童相談室で担当しており、かつ要対協管理台帳に載っているケースについては、個別ケース検討会議の枠組みを活用して、家庭児童相談室と主任児童委員の間で「情報共有会」を開催し、支援に必要な情報共有を行っている。
- 児童委員、民生委員の中には守秘義務遵守に懸念がある方もいるため、個別に遵守に向けた話し合いをしている。
- 令和３年度に子ども食堂が２か所設置されており、今後、家庭児童相談室がケース管理する児童についての連携が必要となることも予想される。将来的に子ども食堂等との関わりが増えることがあれば、要対協の構成員となってもらえる等の検討も必要である。

VII. 福井県越前市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 81,903 人 (令和 4 年 3 月 1 日時点)

面積 : 230.70 km²

児童人口: 12,490 人 (令和 4 年 1 月 1 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 市の子ども福祉課の子ども・子育て総合相談室に支援拠点を設置している。小規模 B 型で、子ども家庭支援員 2 名、虐待対応専門員 1 名を配置している。
- 支援拠点業務の民間委託は行っていない。虐待対応専門員が要対協の調整担当を兼任しており、要対協を活用しながら支援にあたっている。



子ども・子育て総合相談室（資料：越前市）

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 積極的に要対協への民間団体参加を進める。要対協構成団体 26 団体のうち 13 団体が民間団体（うち 5 団体は法人格を有しない）。
- 児童家庭支援センター 一陽 や社協、民生・児童委員協議会連合会のほか、今年度から越前市地域公益活動推進協議会（通称「笙ネット」）。市内の全社会福祉法人が協同で公益活動を行うために設立した団体。個別ケース検討会議にも参加）、福井県家庭養護推進ネットワーク（通称「福さと」。福井県からフォスティング機関業務委託を受け今年度開設された団体）、福井県社会的養護当事者団体（通称「エズピース」）等の民間団体が新たに参加。
- 取り扱いケース数は、継続・新規件数合わせて令和 3 年 4 月 1 日現在で 242 件（令和

2 年度から 3 年度への継続 157 件、令和 2 年度新規 85 件)。

- 要対協は子どもを見守るネットワークにとどまらず、地域課題解決に向けた協議をする場に拡げていく意向である。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝児童家庭支援センター 一陽)との連携の取組

【民間団体の概要】児童家庭支援センター 一陽

社会福祉法人越前自立支援協会により、児童養護施設、子育て支援センターとともに設置された児童家庭支援センターであり、地域の要支援児童・家庭に対する相談機関となっている。児童家庭支援センター、児童養護施設、子育て支援センターがそれぞれの特徴を活かしつつも、一体的かつ総合的に事業を展開し、切れ目のないワンストップ型の支援を行うことで、社会的養護の地域支援拠点として成長することを目指している。

(1) 連携の背景・目的

- 越前市では、要対協調整支援業務を社会福祉法人越前市自立支援協会（児童家庭支援センター 一陽の運営母体）に業務委託している。
- 一陽は社会的養護の相談業務において深い知見と経験を有しており、本業務の効果的推進に向けて業務を委託している。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 要対協調整業務担当者として、市の正規職員 1 名に加え、一陽から要対協調整支援員 2 名（週 4 日 1 名、週 1 日 1 名の計週 5 日）の派遣を受け、連携して下記の広範な業務に取り組んでいる。

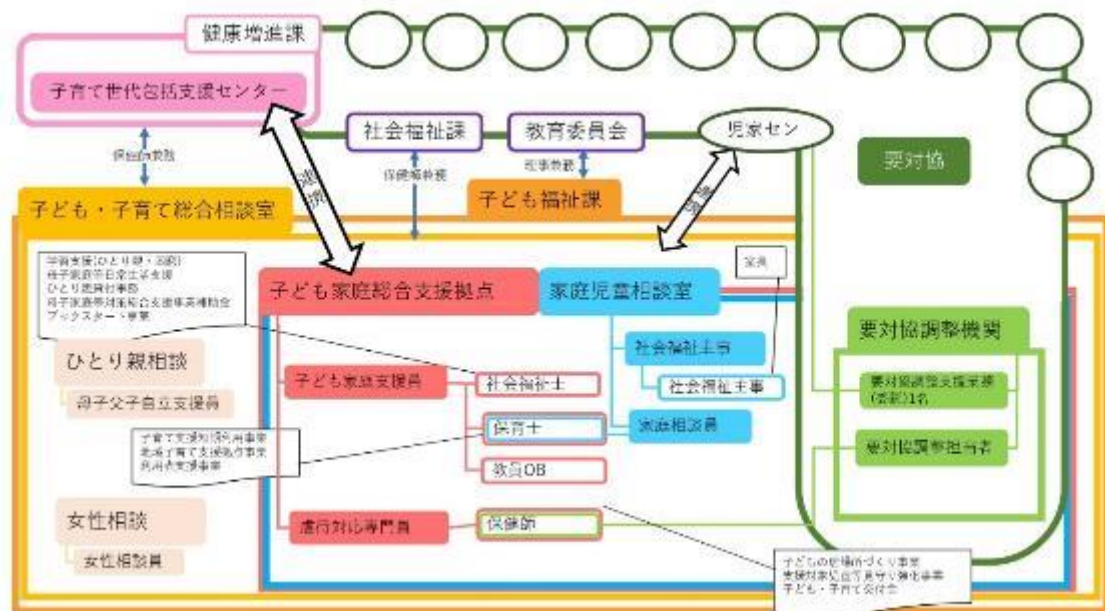
業務項目	業務の内容
協議会に関する事務	・ 協議事項や参加機関の決定等の要対協会議開催に向けた準備、議事録の作成、資料の保管及び個別ケース記録の管理
支援の実施状況の進行管理	・ 関係機関等による支援の実施状況の把握 ・ 進行管理台帳の作成並びに実務者会議及び個別ケース会議による定期的な状況確認並びに主担当機関の確認の実施
関係機関との連携調整	・ 個々のケースに関する関係機関との連絡調整
家庭訪問の実施	・ 子どもや家庭等の状況等の把握を行い、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報の収集
研修会の企画実施	・ 関係団体の協働、連携及び活動の共通理解 ・ 支援スキルの向上等を目的とした研修会の企画及び実施
地域住民への周知	・ 児童虐待防止につながる子育て支援等について地域住民への周知（情報の発信）
その他の業務	・ その他、業務を円滑に実施するために必要な業務

(3) 連携の効果

- 市では人手不足や福祉専門職の採用・ローテーションに悩む中、福祉に関して知見と経験を持つ一陽からの職員派遣には大きなメリットがある。
- 市職員だけでは、土日や夜間の対応がどうしても弱くなる。児童家庭支援センターでは24時間365日の対応ができるなど、民間と連携することで、この課題を低減できる。市で対応ができる時間を過ぎた際に、一陽で預かることもあり、厳しい人手不足の中、民間が要対協調整機関の一翼を担うことで貢献している。

(4) 連携の課題、工夫

- 越前市では子育て支援に関して間口を広く、丁寧に行っていることもあり、ケースワーカーの不足感が大きく、職員の長時間勤務や善意に頼る場面もみられる。
- 市と一陽の連携自体は円滑に進んでいるが、市職員の拡充や業務委託の拡大等による体制整備が課題となっており、今後どのような職員体制にすべきか検討している。



子ども・子育て総合相談室体制図（資料：越前市）

3. 支援拠点／要対協と民間(＝児童家庭支援センター 一陽)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 一陽の職員は、要対協の調整支援員として市職員とともに前述の業務に従事する中で、必要となる情報を共有している。
- 要対協構成員の半数を民間団体が占め、個別ケース検討会議に参加する民間団体も少なくない越前市では、要対協の枠組みの中で多様な民間団体と情報共有を行っている。
- 子育て支援団体、外国人労働者を雇用する企業等、要対協に参加していない団体との連携もみられ、今後、子どもに関する情報の共有等について、仕組み等を検討・整備していく必要がある。

(2) 守秘義務条項

- 民間団体と事業(支援対象児童等見守り強化事業等)において業務委託契約を結ぶ場合には、委託契約書で「秘密保持」、「個人情報保護」等について規定するとともに、「個人情報取扱注意事項」を添付し、「秘密の保持」、「収集の制限」、「利用・提供の制限」、「適正管理」、「事故報告」等について文面化し、民間団体にはそれに基づく情報管理を求めている。
- 民間団体に補助金等を交付する場合にも同様に、補助金等交付指令書で、「個人情報取扱注意事項」に記載する内容を遵守することを求めている。
- 要対協構成員に対しては児童福祉法第25条の5の中で個人情報保護を規定している。
- 法人格を有する／有さない民間団体に対して、上記の枠組みで守秘義務を課しながら情報提供を図ることを方針としている。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 地域の学習支援拠点や子ども食堂への見守り依頼等、今後も市と民間団体・市民との連携機会は増えていくことが予想される。一方で、各団体に市民とどこまで情報を伝えるべきかについては日々悩んでいる。
- 民間連携が進むと、多様な団体から多大な情報が集まってくる。民間からの情報に埋もれないよう、協力を依頼する際には、どのような情報を提供するか／伝えてもらうかのルール化・標準化が重要となる。
- 新たに連携する民間団体等には今後要対協に入ってもらい、情報共有を図っていきたい。一方で、拠点がなく、情報管理を行う環境が十分でない団体に対しては、守秘義務を確実に実行できるように、研修等により働きかけていく必要がある。
- 越前市はいち早く「支援対象児童等見守り強化事業」に着手したが、地域の学習支援拠点等の専門資格者(教員OB、社会福祉士、保育士等)に見守り支援員になってもらっており、情報共有を行うことが可能である。

VIII. 大分県中津市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 82,995 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 491.44 km²

児童人口 : 13,302 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 平成 30 年に市の子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を設置。小規模 B 型。
- 支援拠点のスタッフは 10 名 (正規職員 4 名、会計年度任用職員 6 名)。保健師 2 名、子ども家庭相談員 3 名 (うち非常勤 2 名。元市職員、保育士)、家庭児童相談員 1 名 (非常勤。元教諭)、利用者支援員 1 名 (非常勤)、母子父子自立支援員 1 名 (非常勤)、事務職 1 名、家庭養護推進員 1 名となっている。
- 市が支援拠点を運営しており、民間への業務委託はなし。
- 支援拠点は、市の地域医療対策課 (子育て世代包括支援センター、母子保健、子ども医療等を担当)、福祉支援課 (障害児・障害者の支援、生活保護を担当)、教育委員会とも連携を図る。



中津市 支援拠点イメージ図 (資料：中津市)

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 代表者会議（年 2 回、約 35 名）、実務者会議（月 1 回）、児童相談所連絡会（月 1 回）、個別ケース検討会議（随時）からなる。
- 要対協に登録されているケース数は約 400 件。
- 要対協会議会長の松田教授、副会長の井上医師は、実務者会議のスーパーバイザー（SV）も務める。実務者会議では、新規に受理したケースへの対応・方針について SV の助言を得ながら、参加者全員で方向性を確認している。
- 要対協で受理しているケースについては共同管理台帳を作成し、市と児相で情報共有している。



要対協代表者会議の様子

（資料：中津市）

2. 支援拠点／要対協と民間（＝児童家庭支援センター 和）との連携の取組

【民間団体の概要】児童家庭支援センター 和（やわらぎ）

社会福祉法人 清浄園が運営する児童家庭支援センター。相談支援、一時保護、地域支援、地域連携等の事業を展開。中津市から、養育訪問支援事業、支援対象児童等見守り強化事業、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）、各種研究会事務局、子育てしつけ教室運営、乳幼児健診職員派遣等を受託。スタッフはセンター長 1 名、相談員 2 名、心理担当職員 1 名。

(1) 連携の背景・目的

- 中津市では「子育て地域は、大きな家族」とのモットーの下、行政と地域の社会資源（医療機関、児童家庭支援センター、児童養護施設、保健所、保育園・幼稚園等）との間で、「顔の見える、切れ目ない連携」に向けた努力が行われてきた。
- 児童家庭支援センター 和は、地域の社会資源の隙間を埋めるべく、「即応性、柔軟性」を特徴に、地域の子ども・家庭のためにできる活動をしている。そのため市との間に、何かあれば多岐にわたって相談できる関係が構築されており、多様な事業を委託されるに至っている。
- 和は、要対協構成員として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議に参加している。家庭の状況をきめ細かに把握し、情報共有・守秘義務等の対応も整備された、市が安心して事業を委託できる団体となっている。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 和では、中津市及び児童相談所から下記の事業を受託している。

事業分野	市からの委託事業	児相からの委託事業
相談支援	・ 養育訪問支援事業 ・ 支援対象等児童見守り強化事業	・ 児相指導委託 ・ かるがもステイ（親子関係再構築）
一時保護等	・ 子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）	・ 児相一時保護委託 ・ 里親レスパイト
地域連携	・ 中津市／宇佐市／日田市 要保護児童対策地域協議会 ・ 中津スペシャルケア研究会事務局	・ 家族支援合同研修会
地域支援	・ 子育てしつけ教室 ・ 乳幼児健診職員派遣	

- 和は職員4名からなる小規模組織であり、単独で様々な事業を行うのではなく、市、児童相談所等と密に連携しながら事業を運営している。
- 「支援児童等見守り強化事業」では、市の子育て支援課から和に対して支援依頼、情報共有を行い、行政がアクセスしにくい家庭に対し、週1回のお弁当配布等の訪問を通じて見守るとともに、多岐にわたるニーズに柔軟に対応してもらっている。
- 「かるがもステイ（親子関係再構築）」では、親子分離がされているケースを対象に、宿泊支援等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを提供している。また、行動観察や家族応援会議を通じて、親子関係再構築に必要な情報の提供を、児童相談所に行っている。

(3) 連携の効果

- 行政による支援だけでは限界がある中、和等の民間団体の協力を得て、子ども・家庭のニーズに柔軟に対応している。児童家庭支援センターでは、より個別のケースに応じた対応を行ってもらえる。
- 中津市では要対協のシステムが整っている点が強み。要対協、各種研究会・勉強会等、フォーマル、インフォーマルな集まりにより「顔の見える連携」体制を維持拡充し、周産期からの「切れ目のない支援」を実現できている。
- 地域のニーズを把握し、支援を要する人が中津市にいてよかったと思えるような「切れ目のない支援」の充実に向け、今後も官民連携により活動を行っていく。

(4) 連携の課題、工夫

- 中津市では、連携の充実に向け、①顔の見える関係、②機能・事業を知る、③当事者にとってつなぐの意味、を重視している。
- ①については、一次・二次・三次予防を担う支援者たちが集う勉強会を重視。スペシャルケア研究会（児家セン）、家族支援研修会（児相）、母子保健事業・養育支援訪問事業研究会（母子保健）、自立支援協議会子ども部会（障害福祉）等を定期的に開催し、関係者で意識を共通にすることで、同じ目的に向かった支援を行うことができている。
- ②については、関係各機関に強みと限界がある中、各者の役割、事業内容を相互に理解することで、ケースにあった支援策を選ぶことを可能としている。
- ③については、一次・二次・三次予防までの各業務を当事者目線からつなぐことを特に心がけている（例：児童相談所からの一時保護から家庭復帰する際のつなぎとしての家族再統合プログラム「かるがもステイ」、当事者や関係者が集まる「家族応援会議」等）。
- 児童福祉関係者が増え、新しい人材が増えている中、上記①～③を維持拡充していくことが新たな課題となっている。

3. 支援拠点／要対協と民間（＝児童家庭支援センター 和）との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 要対協を通じて、関係者間の情報共有と個人情報保護に努めている。

(2) 守秘義務条項

- 要対協構成員に対しては、各種会議の冒頭で守秘義務（要対協設置要綱の情報守秘条項等）について触れてから、会議に入るようにしている。
- 委託事業（例：市が和に委託する「支援対象児童等見守り強化事業」等）においては、委託契約書の中で委託事業者に守秘義務を課している。

- また、「支援対象児童等見守り強化事業」等においては、利用時に個人情報の取扱い（市と民間団体が情報を共有すること等）について、利用者から同意の署名をもらうようにしている。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 個人情報保護については、研修の実施と誓約書が重要である。
- 和では、個人情報保護に関する職員の研修を年1回は実施し、知識をアップデートしている。また、職員は全員が社会福祉士資格者であるので資格自体に守秘義務が課せられていることを意識している。さらに、入職時に職員から個人情報保護に関する誓約書を徴収している。

IX. 東京都世田谷区

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 915,640 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 58.05 km²

児童人口 : 128,038 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

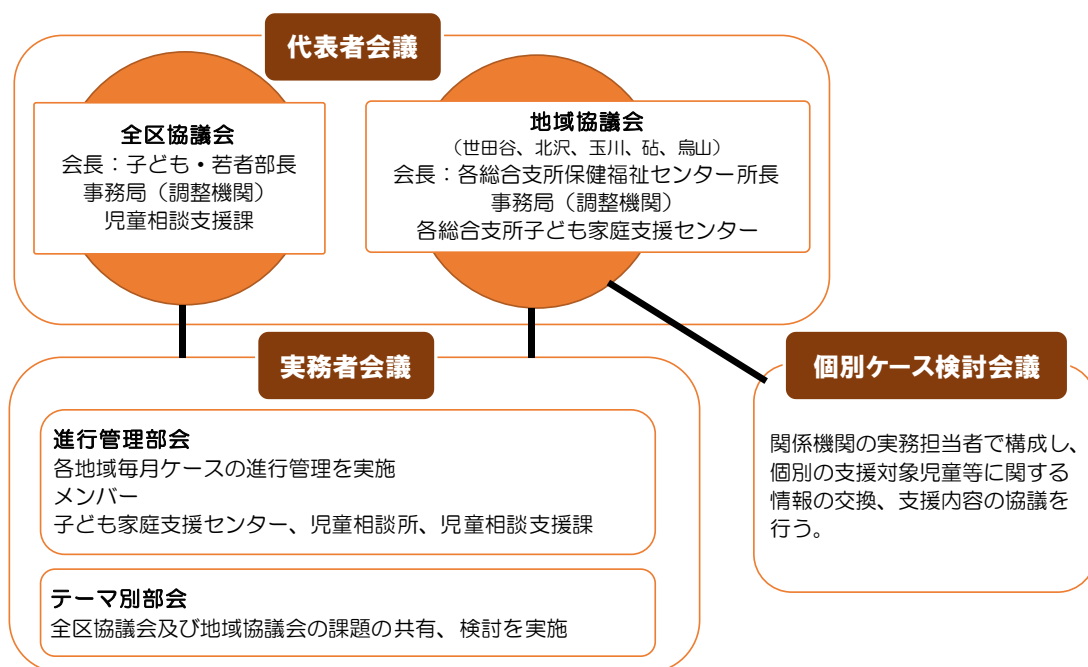
1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 世田谷区は東京 23 区内で最も人口が多く、面積も 2 番目に大きい。区民の利便性を考え、区内を世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域の 5 つの地域に分けており、各地域の総合支所内に子ども家庭支援センター（支援拠点）を設置している。
- 各支援拠点の類型は、世田谷地域、玉川地域、砧地域では中規模型、北沢地域、烏山地域では小規模 B 型となっている。
- 子ども家庭支援センターは区の直営で、民間団体への業務委託はなし。

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 世田谷区では「要保護児童対策地域協議会」ではなく、「要保護児童支援協議会」との名称になっている。各地域の「地域協議会」とそれを統括する「全区協議会」の計 6 つからなる（個別ケース検討会議は地域協議会のみで実施）。
- 全区協議会は区全域に関する要保護児童等の支援・課題検討、円滑な連携を確保するための環境整備、普及・啓発を担っており、調整機関は区子ども・若者部が担っている。代表者会議、実務者会議を開催している。
- 地域協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しており、支援拠点が調整機関を担っている。各地域の実務者会議（進行管理部会）で毎月ケースの進行管理を行っている。
- 構成員は多い地域で 300 機関程度。保育園等、民間の構成員も毎年増加している。新たな団体に対しては、区が依頼をして個別に「承諾書」を得ることにより、要綱上の「地域協議会会長が指定する者」として位置づけ、構成員とすることができる。この際、1 つの地域協議会に承諾書を提出すれば、他の地域協議会にも参加できる仕組みとなっている。
- 区の児童相談所開設に伴い、進行管理部会（各子ども家庭支援センターと児童相談所の 2 機関で実施）の開催頻度を毎月とし、進行管理の協議内容を踏まえて個別ケース検討会議を実施するようにしている。関係機関とのケースの情報共有は個別ケース検討会議を活用している。



世田谷区要保護児童支援協議会イメージ図

（資料：世田谷区）

2. 支援拠点／要対協と民間（＝せたがや子育てネット）との連携の取組

【民間団体の概要】特定非営利活動法人 セタがや子育てネット

産前産後の手伝い、子どもとのお出かけ、子育ての悩み相談、学びの場の創出、子育てお役立ち情報の提供等、さまざまな活動を行っている「区民による子育て支援ネットワーク」。子育ての視点からのまちづくりに取り組みながら、「世田谷で楽しく子育てしようよ！」と呼びかけを行っている。区内 100 以上の所属からステークホルダーが参加している「区民版こども子育て会議」を主催し、計画策定にも提案等を行っている。

（1）連携の背景・目的

- セタがや子育てネットは要対協構成員であり、全区協議会に加えて各地域協議会にも参加している。また、「おでかけひろば」、「フードパントリー」等、多様な事業を展開している。
- おでかけひろば等のスタッフの情報キャッチ能力は高く、予防的な観点からの連携が期待された。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- せたがや子育てネットでは、予防的観点から、おでかけひろば、地域子育て支援コーディネーター、フードパントリー等の事業を実施。
- 要対協のケースに挙がる前の心配な子どもや家庭について、予防的観点から情報察知、関係機関との情報共有、支援等を行っている。

事業	内容
おでかけひろば	プレママ（妊婦さん）・プレパパ、未就園児の子どもとその保護者が利用できる集いの場。開室時間内は好きな時間に出入り自由。ひろばでのんびり過ごしたり、おもちゃで遊んだり、お互いの子育て情報交換をしたり、思い思いの時間を過ごせる場。子育て経験の豊富なスタッフがいるので、いつでも気軽に育児相談ができる。
世田谷区 地域子育て支援 コーディネーター	妊娠中及び、子ども（主に乳幼児）を持つ保護者等を対象に、行政サービスだけでなく、より身近な地域や民間のインフォーマルな情報を提供。適切な資源がない場合には資源の開発も行う。利用者支援事業基本型の新たな取組として、相談支援体制の充実を図る。
せたがやこども フードパントリー	高校生世代以下の子どものいる、必要とされる世帯（ひとり親家庭、多子世帯等）の方を対象にした、子どもの食の応援プロジェクト。2020年4月～2021年10月までに、89日間228回の活動を通じて、延べ17,100食以上を提供。未就学から高校生世代まで約230家庭430人の子どもたちが利用。
区民版こども子育て 会議	区内のステークホルダーが集まって、様々なテーマで世田谷区の子どもや子育て家庭を取り巻く状況について話し合うワークショップ。官民交えて日ごろから顔の見える関係づくりを行っている。年に3-4回、多い時で100人を超える参加がある（現在はオンラインで実施）。

(3) 連携の効果

- 【おでかけひろば】支援拠点である子ども家庭支援センターが、要対協に登録されている子ども・保護者に対しておでかけひろばを紹介。子どもや保護者の状況をせたがや子育てネットに見守ってもらい、子ども家庭支援センターに情報提供してもらっている。
- 【世田谷区地域子育て支援コーディネーター】様々な民間団体と連携するせたがや子育てネットに、行政と民間のつながりを風通しよく担ってもらっている。支援が必要な家庭を把握した際には、子ども家庭支援センターへの情報提供、児童相談所への相談・通告等につなげている。支援が必要な家庭に対して、どのような手法で官民支援を活用していくかコーディネートする役割も担っているため、行政だけでは務まらず、民間委託のメリットが大きい。

- 【せたがやこどもフードパントリー】実行委員会に参加。交流の場に来にくい子どもや家庭の見守りができる。世田谷区生活困窮者自立相談支援センターにつながりもある。

(4) 連携の課題、工夫

- 民間への事業委託に向けたプロポーザルの仕組みを区が整備したこともあり、地域の市民が手を挙げて、役割を担っていく文化、民間団体が育つ環境が生まれている。
- 地域子育て支援コーディネーター事業は、子育て世代包括支援センターの枠組みに入ったことで、保健師からコーディネーターに問合せができるようになり、情報共有が進むようになった（従前は、保健師に情報提供をしても、保健師からのフィードバックができない状況にあった）。園長からの要請により、保育園に通う保護者の相談にコーディネーターが同席することも行っている。
- セタがや子育てネットでは、民間同士でも多様な団体と連携を図っている。多様・広範なネットワークをもつことで、支援を必要としている人を確実に捕捉し、適切な支援につなげることを目指す。

3. 支援拠点／要対協と民間(=セタがや子育てネット)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- セタがや子育てネットは、支援が必要な家庭の情報が入ってくるが、状況に応じて、区へ状況提供を行っている。
- 一方、区の情報セキュリティの厳しさから、民間団体との連絡にメーリングリストやSNSが活用できず、電話・FAX・郵便を用いているため、初動が遅れないかとの懸念みられる。

(2) 守秘義務条項

- 世田谷区要保護児童支援協議会設置要綱に守秘義務規程を記載している。構成員には、説明文書等を用いて守秘義務規程、罰則規定を記載・説明した上で、承諾書もらっている。
- 個別ケース検討会議の参加者には、守秘義務規定を予め記載した名簿に、直筆で機関名・氏名の記載を依頼している。
- 区事業を委託する場合には「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会」へ個人情報の取扱の有無、範囲を明らかにした上で諮問し、了承を得る必要がある。了承を得た後、委託契約を締結する際に「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」または「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」を契約書に添付し、順守させている。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 情報共有を行う際、どこまでがオープンか／クローズかを確認することが重要。情報漏洩が起こることで、支援が必要な方に拒否されて支援が滞る事態は避けなければならない。行政がまずはしっかりと行うことが必要である。
- 区が守秘したい情報内容と、民間団体が守秘したい情報内容にずれが生じる可能性がある。当事者からみた守秘すべき情報を、官民ともに勉強していくことが重要である。

X. 千葉県松戸市

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 496,685 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 61.38 km²

児童人口 : 68,440 人 (令和 3 年 12 月 31 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 支援拠点を平成 29 年に子ども家庭相談課に設置。中規模型。市の直営で、民間団体への業務委託はなし。
- 支援拠点の職員は 26 名。うち、正規職員が 9 名、会計年度任用職員が 17 名。職種構成は、社会福祉士 9 名、保育士 5 名、教員免許取得者 6 名、心理職 3 名等。
- 会計年度任用職員については毎年評価を行い、勤務実績等が良好な方については再任している。継続率は高い (最も長い方で 6 年程度継続中)。
- 教育委員会の協力を得て、市内の学校長経験者 (教員免許取得者 6 名のうち 4 名) を配置。これにより、市内学校との連携が図りやすくなっている。

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協調整機関の事務を担当する職員が 2 名。うち 1 名は担当地区を持たず、各地区のアドバイザー的な役割 (家庭児童相談業務) を兼務し、1 名は婦人相談業務を兼務している。他にも正規職員が数名おり、個別ケース検討会議等で情報共有、研修会の講師等の役割を担う。講師ができるくらいの知識・スキルを持つ職員が多い。
- 市では支援拠点が要対協調整機関を担う。子ども家庭相談課に配置された児童虐待対応職員はすべて、要対協調整機関の研修を受けている。
- 要対協に参加している民間団体としては、私立の幼稚園・保育園、おやこ DE 広場、放課後児童クラブ、県の許認可を受ける児童養護施設、児童家庭支援センター、大学等が挙げられる。
- 市内で子ども食堂のネットワークは立ち上がっているが、子ども食堂を要対協構成員に加えるまでには至っていない。
- 現在進行管理しているケースは約 1,000 件。行政との信頼関係構築が困難な場合、支援される子ども、保護者と信頼関係を構築している機関が対応することもある。個別ケース検討会議で、互いに情報を出し合い、役割分担している。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝おやこ DE 広場ネットワーク)との連携の取組

【民間団体の概要】おやこ DE 広場ネットワーク

市委託事業の「おやこ DE 広場」を担う民間約 10 団体（NPO 法人、社会福祉法人等）から成るネットワーク。「おやこ DE 広場」は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える場で、遊びや交流、友達づくりの場、子育て相談の場として利用されている。おやこが利用できるおやこ DE 広場が、要保護・要支援家庭のインフォーマルな相談窓口として機能し、行政では引き出しにくい隠れたニーズを拾う等の機能を担っている。

(1) 連携の背景・目的

- 平成 28 年 12 月 16 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知により、関係機関連携の一層の推進が求められるとともに、市の委託事業として開始した「おやこ DE 広場」が、「おやこ DE 広場ネットワーク」を発足していたことに加え、おやこ DE 広場ネットワーク側からも市との連携を希望する意見があがっていたことから、平成 30 年 4 月より要対協構成機関となった。
- 行政窓口への相談はハードルが高いと感じる市民にとって、おやこ DE 広場が気軽に利用・相談できる場所となっている。おやこ DE 広場での相談を通じ、虐待やリスクのある家庭に対して、未然防止、早期発見・早期介入、継続的な見守りにつなげていくことを目指し、要対協で情報共有を行う等の連携を開始した。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- おやこ DE 広場は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える拠点（遊び、交流、友達づくり、相談の場）。市の地域子育て支援拠点事業で実施し、利用者支援事業で指定した研修を受講した「子育てコーディネーター」を配置している。これら事業に加えて、市の一時預かり事業も行う拠点を「ほっとるーむ」と呼ぶ。
- 令和 3 年 11 月末時点で、おやこ DE 広場は 13 カ所、ほっとるーむは 6 ヶ所の計 19 カ所。各拠点は主に NPO、社会福祉法人、大学等の民間団体へ運営を委託されている。
- おやこ DE 広場の運営を受託する民間団体間の連携や、松戸市と民間団体の連絡・調整を促進し、事業発展に資することを目的に、おやこ DE 広場ネットワークが発足した（平成 20 年 4 月）。
- おやこ DE 広場ネットワークは、毎月全体会議を行っており、受託団体間での情報交換・情報共有を図る場として機能しており、全体会議には市も参加している。また、情報交換・情報共有のほか、研修、事例検討等を進めている。
- 守秘義務のために連携が取りにくいケースが増えてきたことから、おやこ DE 広場ネットワーク側から要対協への参加を市に申し入れ、実現した。



おやこ DE 広場（ほっとる一む八柱）

（資料：松戸市）

（3）連携の効果

- おやこ DE 広場の運営を受託する各団体の代表者がおやこ DE 広場ネットワークへ参加することで対応した事例情報を共有している。また、相互に各団体の強みを知った上で、利用者に他の拠点で実施している事業等の情報提供をすることができている。
- おやこ DE 広場ネットワークが要対協の構成員になることで、所属団体の連携が非常にスムーズになった。
- おやこ DE 広場が気軽に集まれて相談できる場所として機能していることから、虐待の疑いがあるケースを要対協構成員間で相談・情報共有するなど、早期発見、早期支援につなげることができている。
- 研修に際して、おやこ DE 広場ネットワーク全体で実施することで、よりよい講師を呼ぶことができている。

（4）連携の課題、工夫

- 要対協構成員間の連携を深めるため、顔の見える関係づくりに向け、平成 29 年度から研修会を開催している（当初年に、専門職向け研修会 3 回、医療機関向け研修会（産婦人科、小児科、精神科等の医療機関を含む）3 回、計 6 回を開催）。
- 令和 3 年度は、専門職と医療機関の合同研修会も開催し計 3 回実施。知識の普及に加え、「松戸市子ども虐待対応の手引き」を用いて虐待の対応について説明した。手引きには各関係機関が行う取組も紹介している。座学だけではなく、研修後にグループワークを行い、各機関が自分たちに何ができるかを話し合う機会となっている。おやこ DE 広場ネットワークからも多くの参加者を得ている。

3. 支援拠点／要対協と民間(＝おやこ DE 広場ネットワーク)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 市とおやこ DE 広場ネットワークとの間では、基本的には要対協の枠組みの中での情報共有が行われている。
- おやこ DE 広場ネットワークでは、気になる利用者がいる場合、地区担当の保健師や子育て世代包括支援センター(「親子すこやかセンター」)等に情報提供する機会が多い。
- 要対協構成員同士は、何かあればその都度連絡を取り合っており、タイムラグなく情報共有が行えている。
- 個別ケース検討会議に要対協構成員以外の団体が参加する場合は、基本的に保護者の同意を得た情報のみの共有を原則とし、最小限の個人情報の共有に留めている。

(2) 守秘義務条項

- 要対協の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の冒頭で、守秘義務について毎回説明をしている。
- 個別ケース検討会議では会議参加者には参加者名簿に記名いただいております、これが参加者名簿兼誓約書となっています。
- 新しく要対協に参加したメンバー(人事異動等により初めて参加したメンバーを含む)に対し、個別に守秘義務について説明することもある。
- 新たに関係機関から連絡が入り、気になる児童に関し、学校や保育所での様子をたずねる場合には、冒頭で守秘義務について説明してから話をうかがうというステップを踏んでいる。

(3) 情報共有の課題、工夫

- 松戸市独自で、「松戸市子ども虐待対応の手引き」を作成している。この中で要対協のあり方や個人情報の取り扱いについても記載があり、これを用いて、各団体への説明と周知に努めている。
- 前述のように、支援拠点には市内の学校長経験者がいることから、特に公立小中学校とは連携がうまくいっている。

XI. 東京都江東区

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口20万人以上)

人口 : 525,582 人 (令和4年2月1日時点)

面積 : 43.01 km²

児童人口 : 78,135 人 (令和4年2月1日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 区役所で児童虐待を担当しているこども家庭支援課養育支援係と、区内の子ども家庭支援センター（6カ所）のうちこどもの虐待ホットラインを設置している1カ所（南砂子ども家庭支援センター）を合わせて、子ども家庭総合支援拠点と位置付けている。
- 南砂子ども家庭支援センターは、設立当初から民間に管理運営を委託している（指定管理者として委託）。同センターでは、子育てひろば、一時預かり、利用者支援の事業を行う。
- 身近な相談窓口として、南砂子ども家庭支援センターにこどもの虐待ホットラインを設け、民間委託した。
- 区は、児童虐待対応全般についての管理・調整業務を担いつつ、区への通告に対応するなど官民双方で対応している。



左：子ども家庭総合支援拠点、右：子育てひろば

（資料：江東区）

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協業務は、区のこども家庭支援課が直営しており、民間への業務委託はなし。
- 民間の構成員として、教育機関（保育所、幼稚園、小中学校等）、医療機関、社会福祉法人、NPO、民生・児童委員等が参加している。
- 民間団体は、代表者会議、実務者会議に参加。関わるケースがある場合、個別ケース検討会議にも参加。
- 頻繁にあるわけではないが、個別ケース会議においては、要対協構成員以外の民間団体（私立学校等）が一時的に参加するケースもある。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝ママリングス)との連携の取組

【民間団体の概要】一般社団法人ママリングス

子ども虐待予防啓発を実践する子育て支援組織。江東区協働事業提案制度において「こうとう子育てメッセ」を企画立案し、事業から生まれた「こうとう子育てメッセ実行委員会」と江東区と共に「脱孤育[®]」をスローガンに、地域と子育て当事者を巻き込んだ「子ども虐待予防」啓発を実施している。また、「子育て応援 MAP」や「子ども虐待予防研修プログラム」等を区内で展開している。

(1) 連携の背景・目的

- 区では、非営利活動を行っている団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れ、地域課題の解決に取り組むことを目的に、平成 22 年度から毎年「江東区協働事業提案制度」を実施している。
- 協働事業には提案型公募事業の性格を有しており、「自由提案」枠（団体の専門性を活かして自由な提案をしてもらう）と「課題提案」枠（区から社会課題を提示し、団体から解決手法を提案してもらう）により、民間団体からの提案を募集し、毎年度数事業を採択している。
- 協働事業期間（原則 1 年。2 年提案も可能程度）に予算をつけて、事業を実施するとともに、事業終了後には民間団体による自立的運営や、区による新規事業化につなげることを目的としている。
- ママリングスからは、平成 27 年度に「こうとう子育てメッセ」、令和元年度に「脱孤育[®]プロジェクト」の提案を受け、採択している。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- 東日本大震災以降、虐待予防、虐待防止の啓発に向け、地域のつながりを目的としたイベントを開催してきたママリングス。活動が拡大するにつれ、「本当に困難な人を助けるためには、民間単独ではなく、公的な継続事業にしていかなければならない」との思

いで、こうとう子育てメッセ、脱孤育て®プロジェクトの2事業を区の協働事業に提案。

- 江東区には地域貢献意識の高い市民が多く、2事業はこれら市民の活力を発揮してもらう場としても位置付けられている。
- 2事業は区の支援や区民等の協力を得つつ、ママリングスの主導の下、実施されている。これらの活動は、公共が地域の子どもや親を守っていくというメッセージを送ること、地域全体でのサポートを見える化すること、子育てにかかわる人同士のつながりを作ること等を目的に進められている。

事業	概要
こうとう 子育てメッセ	行政、民間団体、子育て当事者が協働で実施する、こども虐待予防防止啓発事業。妊婦やその家族、未就学児を子育て中の家庭を対象に、子育て支援情報発信、子育て中の地域のつながりづくりを目的とする子育て情報発信イベント。
脱孤育て® プロジェクト	地域で子どもや親子に関わる市民向けに、子育て応援MAP（WEB こうとう子育てポシエット）及び児童虐待予防研修プログラムを提供。「知る」こと、「共感」することで虐待予防につなげる。本プログラムの効果検証を国立成育医療研究センター研究所と実施。



左：こうとう子育てメッセ、右：児童虐待予防プログラム
(資料：ママリングス)

(3) 連携の効果

- 江東区協働事業提案制度が児童福祉分野にもたらした効果として、提案制度の導入により、区と民間団体との協働関係が構築され、連携活動が進んでいることが挙げられる。
- 本事業から新事業が次々に創出されるという状況にまでは至っていないが、協働事業後に民間事業として自立するケース、区で事業化をするケース等がみられている。
- ママリングスの「脱孤育て®プロジェクト」においては、地域における子ども安全安心ネットワークを構築している最中である。従来、区のこども家庭支援課では関係性が薄かった青少年団体等を虐待予防研修対象に取り込み、ネットワーク拡大につなげる点等は、民間団体の既成概念にとらわれない取組の成果と言える。
- 区の関与により、虐待予防活動への認知度が高まったこと、区民ボランティアや研究者等との連携が進んだこと等、民間のママリングス側に及ぼした効果も大きい。

(4) 連携の課題、工夫

- 江東区協働事業提案制度のような提案型の協働事業においては、民間がやりたいことと行政がやってもらいたいこと、プロジェクトの進め方に関する官民の考え方の違い等のすり合わせが必須であり、綿密なコミュニケーションが重要となる。
- 協働事業終了後、区から支出がなくなった際に、民間団体だけで事業を継続できるところと、そうでないところがあり、団体の資金調達能力等が必要となる。また、区がどの程度事業化していくかについて、区としての方針設定も課題とされている。
- 区の支援終了後も、ママリングスでは子育てメッセを Web 主体のものにする等、民間単独による継続努力をしているが、公共の関与の必要性を感じている。
- 官民が社会課題解決（虐待予防・防止）に向けて連携する際には、官の論理、民の論理にとらわれず、何を最重視しなければならないか、誰のための施策か等について意識を共有する必要がある。

3. 支援拠点／要対協と民間(=ママリングス等)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- ママリングス等の協働事業等の委託事業においては、契約書、仕様書の中で守秘義務規定と業務範囲を明記し、それに沿った情報共有を行っている。
- 協働事業とは別に、要対協の構成員とは要対協の守秘義務規定の下で情報共有を行っている。一方、要対協構成員以外で一時的に個別ケース検討会議等に参加する団体には、センシティブな個人情報は共有していない。

(2) 官民による情報システムの利活用

- 子ども家庭総合支援拠点（区及び南砂子ども家庭支援センター）と一部子ども家庭支援センターに、児童情報等を記録する児童家庭相談システムを導入している（近く、全子ども家庭支援センターに導入予定）。支援拠点からは区内の全ケース、それ以外の子ども家庭支援センターは、担当エリアに居住する児童の情報を閲覧することができる。
- 子ども家庭支援センターの委託契約書等の中で守秘義務を規定するとともに、拠点間の専用回線敷設、限られた職員によるログイン（各職員に ID とパスワードを付与、退職・移動時はログイン権限を停止等）等により情報セキュリティを担保している。

(3) 守秘義務条項

- ママリングス等の協働事業の採択者に対しては、委託契約書の中で「秘密漏洩防止」について、また仕様書の中で「個人情報保護及び情報管理」について規定した上で、別記として「個人情報の取扱いに関する特記条項」を添付し、具体的な守秘義務条項を示している。
- 要対協の構成員に対しては、個別ケース検討会議の冒頭で出席者に守秘義務について確認をしている。また、毎年代表者会議や実務者会議で研修会を開催し、守秘義務の周知を図っている。要対協参加者が所属する団体・組織の職員等にも守秘義務の遵守を求めている。

(4) 情報共有の課題、工夫

- 官民の情報共有の中で、ある団体で本人から得た情報が、関係者を介して、他の団体の者から本人に伝わってしまう等のインシデントが生じないように、体制づくりを進めている。
- 要対協構成員ではない NPO や子ども食堂等については、今後連携の機会が増えてくることが予想されるが、どこまで情報共有できるのか、留意が必要と認識している。現状では、可能な範囲で連携を深めているところである。

XII. 埼玉県和光市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 83,737 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 11.04 km²

児童人口 : 13,306 人 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 子ども家庭総合支援拠点業務については、以前から、相談員 2 名＋正規職員 1 名の体制で運営していたが、令和 2 年 4 月に国のガイドラインの人員配置基準等に沿った形に変更。相談員（虐待対応担当員）を 1 名増員し、相談員 3 名＋正規職員 1 名体制に拡充。小規模 B 型。
- 支援拠点は、市 保健福祉部 地域包括ケア課に機能設置。民間への業務委託はしていない。

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協業務は、市の地域包括ケア課が行っており、民間への業務委託はなし。
- 民間の要対協構成員として、NPO わこう子育てネットワーク等の子育て世代包括支援センターの運営者、民生委員・児童委員、医師会から推薦された医師、幼稚園連合会和光支部等が参加している。個別ケース検討会議には上記団体の現場担当者やケアマネージャー等が参加している。
- 進行管理をしているケースは 120～130 件。直近 2 年間で増加傾向となっている。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝わこう子育てネットワーク)との連携の取組

【民間団体の概要】特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク

地域の中に顔が見えるつながりを生み出し、それぞれがネットワークを持てるようになり、子育てをみんなで支えていく社会の実現を目指し、平成 12 年に市民活動を開始。仲間づくりの場「子育てサロン」の開催や情報提供、子育て支援ボランティア育成等に取り組む。その後、NPO 法人格を取得しながら活動を拡大。市事業による「おやこ広場もくれんハウス」（子育て世代包括支援センター）の運営等を手掛ける。

(1) 連携の背景・目的

- わこう子育てネットワークでは、平成 12 年度の設立当初から、子育て中の親子が集う場所として「子育てサロン」を運営。平成 16 年度には和光市つどい広場事業として「おやこ広場もくれんハウス」を運営していた。
- その後、市は安心・安全な妊娠・出産・子育てを実現する「わこう版ネウボラ*」事業を展開。母子保健相談事業（個別マネジメント）の要として、子育て世代包括支援センターを市内 5 カ所に設置。長年にわたるサロン、広場の運営実績、和光市との密な連携関係等が評価され、わこう子育てネットワークのおやこ広場もくれんハウスが、そのうちの一つ（和光市北第二子育て世代包括支援センター）に選ばれた。

*ネウボラ（neuvola）とはフィンランド語で「アドバイスの場」の意味。わこう版ネウボラ事業では、市民の身近な場所に子育ての不安な気持ちや悩みを相談し、支える場所を整え、安心して出産や子育てを迎えることができるように支援している。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- わこう子育てネットワークが運営するもくれんハウス（和光市北第三子育て世代包括支援センター）では、地区の親子の個別マネジメントの拠点として、子育て支援ケアマネージャーを配置し、出産・子育て相談、イベントの開催、手あそびや製作のアドバイス等を行う「子育て支援拠点」として活動している。受付時間は月～土曜日の 9～17 時、利用対象者は妊婦、0 歳からの未就学児と保護者である。
- センターのスタッフは 10 名。センター長 1 名と子育て支援ケアマネージャー 1 名が常勤であり、残り 8 名はパートスタッフである。開設当時のスタッフがほとんどとなっている。
- わこう子育てネットワークでは、上記の子育て世代包括支援センター業務と併せて、市から下記事業も受託し、もくれんハウスを拠点に提供している。

事業名	業務の内容
家庭訪問型子育て支援 「ホームスタート」	・ 妊娠期から6歳以下の子どもがいる家庭を、子育て経験のあるボランティア（研修を受けた子育て経験者）が訪問し、フレンドシップで支援する英国発祥の子育て支援。 ・ 話を聴く（傾聴）、一緒に外出・家事をする、遊ぶ（協働）等。
プレーパーク (冒険遊び場)	・ 子どもが主体となり自由に遊ぶ場。自然の草木・土・水に触れ、たき火、昔遊び、工作をしたり、子どもが「やりたい」と思ったことを実現する環境を整備。
多文化子育て支援事業 子育て通訳サポート	・ 幼稚園、保育園等の説明会、個人面談等で日本語がわからない方への通訳サポートを行う“Child rearing Interpreter Support”。 ・ 外国籍を持つ家族と日本人家族との交流の場も提供。
幼稚園情報&無償化制度 説明会	・ 保育園、幼稚園等の入園転園を検討する方を対象に、幼稚園の情報提供を行う。



もくれんハウス（資料：わこう子育てネットワーク）

(3) 連携の効果

- ネウボラ事業、子育て世代包括支援センター等の開始により、市のネウボラ課、地域包括ケア課、各支援センターのケアマネージャー等が、一緒になって熱心に支援を行うようになった（訪問等）。
- センター同士の情報照会も頻繁に行われるようになり、以前よりも互いの活動がみえるようになった。

3. 支援拠点／要対協と民間(=わこう子育てネットワーク)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 以前は、要対協の実務者会議等はケースの報告を聞くだけの場所になっているとの懸念もみられたが、市がネウボラ事業や子育て世代包括支援センター等、大きく制度を変えてから、会議の雰囲気が一変。
- 市では、「地域における親子の見守りについては民間団体も大きな役割を担っており、民間と必要な情報が共有できないのであれば、実務者会議等の効果は、限りなく薄いものになってしまう」との認識の下、積極的な情報共有を実施。民間からは、「それまで報告されるだけであったケースへの支援が動き出した」との意見がみられる。
- 下記のイントラネットを介した最新情報の共有により、市（地域包括ケア課、ネウボラ課）と子育て世代包括支援センターのケアマネージャーが一緒になってケースを支えることが可能となった。

(2) 官民による情報システムの利活用

- わこう子育てネットワークを含む子育て世代包括支援センターの受託者は、市のイントラネット網に組み込まれ、各センターのケアマネージャーのみが、イントラネット上の相談システムにアクセスし、最新情報を入力・更新・共有できるようになっている。
- 市と拠点とをVPN回線で接続。土曜日もアクセス可能。端末およびソフトウェアは市からセンターにリース提供。端末へのログインとシステムへのログインの2段階認証。

(3) 守秘義務条項

- 市とわこう子育てネットワーク等とは、子育て世代包括支援センターの委託契約書、仕様書に基づき、守秘義務規定に合意が得られている。公務員の倫理規定に準ずることとなっている。
- 守秘義務規定の中で、イントラネットへのアクセス権限をケアマネージャーのみに限定することは明文化していないが、センシティブ情報へのアクセスであるため、官民合意の下で、各センターが運営している。

(4) 情報共有の課題、工夫

- 相談システムへの基本情報（住民登録情報）は市が入力。対応記録については、誰がどの情報を見たか、入力・更新したか等のログが残るようになっている。
- 記入者がわかることで、わからないことが生じた際に誰に連絡を取ればよいかが明確になり、ケアマネージャー同士の連絡・連携が活発化した。この「見える化」は、ケース対応上、非常によい効果を及ぼしている。

XIII. 横浜市鶴見区

【自治体の概要】 類型:政令指定都市

人口	:	(鶴見区) 293,891 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)
		(横浜市) 3,753,488 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)
面積	:	(鶴見区) 33.23 km ²
		(横浜市) 437.78 km ²
児童人口	:	(鶴見区) 43,806 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)
		(横浜市) 541,899 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 横浜市のこども家庭総合支援拠点は、令和 3 年度に 18 区中 10 区が先行開設される予定である。先行区には鶴見区も含まれており、令和 3 年 10 月に区のこども家庭支援課の機能を強化（人員の拡充、面接室の増設等）する形で支援拠点を開設（中規模）。
- 人員は、調整担当者（係長、専任保健師、専任社会福祉職の正規職員計 3 名）と、こども家庭支援員 13 名（教育担当 1 名、心理担当 1 名含む、すべて会計年度任用職員（非常勤））とで構成されている。鶴見区は虐待対応件数が多いため配置人員も多くなっているが、これは全国の虐待対応件数によって、人数の変動がある。
- 支援拠点業務の民間委託はなし。今後支援拠点運営が軌道に乗るとともに、区で実施すべき業務、民間委託が効果的な業務がみえてくる可能性がある。その際、民間委託については横浜市全体で検討していくことになると思われる。

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 横浜市では、代表者会議を市が担当、実務者会議、個別ケース検討会議を区が担当。鶴見区ではこども家庭支援課にて要対協の調整機関を担っている。
- 実務者会議には、医師会、歯科医師会、病院、保育園・幼稚園、小中学校、社協、児童委員、ユースプラザ等、児童福祉に関わる民間団体が参加している。現在、参加する民間団体は、市区から委託・補助・認可事業等を受けている団体を中心。例えば、NPO サードプレイスの代表は、NPO としてではなく、運営する児童家庭支援センターの責任者として要対協に参加している。
- 進行管理しているケース数は 300～400 件。日々新規ケースが追加される状況にある。

2. 支援拠点／要対協と民間(＝サードプレイス)との連携の取組

【民間団体の概要】特定非営利活動法人サードプレイス

子どもたちが早い段階で大人と出会い適切なサポートが受けられる地域づくりを目指し、地域の子どもたちが自分でアクセスできる生活圏に、少なくとも1か所、サードプレイスを作ることを提案。その実現のために、子どもたちの居場所づくりの推進、子どもに関わる活動関係者のネットワークづくり、子どもに関わる人たちの育成を進めている。

(1) 連携の背景・目的

- 区では、行政のサービス利用や、区で把握する子育て資源等へのつながりまでの伴走は可能だが、支援を必要とする家庭が地域の中で生活を成り立たせていくための支援は手が届きにくい。家庭の生活に密着した支援を提供する機能を民間団体に担ってもらいたいという区側のニーズがあった。
- 子どもや親が自ら足を運べ、安心でき、子どもに対して普通の大人とやり取りをする機会(虐待ケースではこれらの環境が不足している)を与えるような居場所を提供することが重要とされていた。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- サードプレイスは、横浜市からの認可を受け、児童家庭支援センター つるみらいを運営。
- つるみらいでは、横浜型児童家庭支援センターの実施要綱に基づき、相談、他機関連携、里親支援、地域交流等の事業を、また、横浜市子育て短期支援事業の実施要項に基づき、預かり事業(ショートステイ、トワイライトステイ、休日預かり)を行っている。
- また、サードプレイス独自の事業として、下表の事業等を実施している。

事業名	業務の内容
こどもたちの居場所づくり	・ 地区センカフェ(火曜日 15 時～17 時 @寺尾地区センター) ・ 公立中学校での放課後学習支援(木曜日 16 時～17 時 30 分)
啓発サポーター育成	・ 子どもたちに寄り添える大人たちを増やす、子どもたちの生活や環境の理解を促すことを目的に講演会や研修会を実施。
伴走支援アドバイザー	・ 子どもたちの居場所づくりのノウハウや居場所の始め方を伝え、より多くの地域・エリアで活動を増やしていく。

- つるみらいの職員は、センター長1名、相談員2名、心理士2名(非常勤、週5日相談体制が組めるように配置)、子ども預かり担当2名(非常勤)となっている。常勤換算(40時間換算)は3人工。

- シフト勤務で、相談員は週6日必ず配置するようにしている。



児童家庭支援センター つるみらい内観
(資料：特定非営利活動法人サードプレイス)

(3) 連携の効果

- 行政（区や児相）はどうしても堅いイメージを持たれがちで、市民との間に物理的・心理的距離が生まれやすい。つるみらいが子どもや親と同じ目線で寄り添うことにより、行政には話せない相談もつるみらいには話せるというケースもみられている。
- 行政や学校が対応できず、支援が薄くなりがちな時間帯（土日、夜間等）にも、つるみらいが対応してくれるので、地域として心強い。
- 官民の連携を通じて、民間団体側も子どもにとって安心・安全な地域づくりについてのビジョンを持ち、その実現に向けて行政とどのように連携するのかという連携デザインを考えるようになってきている。

(4) 連携の課題、工夫

- 地域資源が少ない、地域ごとに偏りがあることが課題である。子ども食堂を例に挙げても、地域に子どもが身近に気軽に通える場所が増えるとよい。
- サードプレイスのように、児童家庭支援センター業務を通じて要対協に参加し、情報共有や官民連携を行うことができるようになった団体が、そうではない団体（地場でボランティアベースで活動している団体で、情報共有や連携の機会・経験がない団体）とのつなぎ役を果たしていくことも求められている。

3. 支援拠点／要対協と民間(＝サードプレイス)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- 区とつるみらいは、児童家庭支援センター業務（相談、他機関連携、里親支援、地域交流）、子育て短期支援事業業務に必要な情報を共有している。
- つるみらいを利用する親子のうち、支援の必要性が認められ、本人も支援利用の意思を有する場合には、区とつるみらいで情報共有し、つるみらいが継続的に見守りを行うことがある。その場合にも適宜カンファレンスを行い、支援が適切か、対象世帯にとって有効か等の見直しを常に行いながら、官民でともに対象世帯を見守っている。

(2) 守秘義務条項

- つるみらいは要対協構成員となっているため、要対協の枠組みの中で、守秘義務規定が課せられている。

(3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- 児童家庭支援センターの運営費で雇用しているサードプレイス職員には、個人情報守秘義務の宣誓書を提出してもらっている。
- 職員には、入職日に必ず、法人のプライバシーポリシー、横浜市の個人情報取扱規則の両方を用いながら、個人情報保護に関する説明を行い、宣誓書を提出してもらっている（有資格者の場合は、有資格者の倫理綱領を基に）。また、退職日にも改めて宣誓書を提出してもらっている。

(4) 情報共有の課題、工夫

- つるみらいの業務を通じて知り得た個人情報を、サードプレイスの他職員と共有することがないように、サードプレイスの組織内で、つるみらい担当職員と、それ以外の職員とを明確に分けている。
- 一方で、サードプレイスの独自業務で把握した見守りが必要な世帯の情報を、つるみらいに伝えることはある。

XIV. 東京都江戸川区

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 688,911 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 49.09 km²

児童人口 : 102,975 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

(1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 児童福祉法改正により特別区でも児童相談所の設置が可能となったことを受け、令和 2 年 4 月に江戸川区児童相談所を設置。
- 児童虐待による悲しい事故・事件を起こさないために、児相にて支援から介入まで一貫して迅速に行う体制を整備。その中で、児相内に子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）を内包する形で運営することとなった。民間団体への支援拠点業務の一部委託はなし。
- 児相の相談課が支援拠点を担いながら、要対協の運営、各関係機関との連携を行い、早期発見・早期対応に努めている。相談課の職員数は約 30 名（社会福祉主事、保健師、子育て心理相談員、子ども家庭支援ワーカー、事務等）。

(2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協の運営は、児相の相談課事業係が担当。要対協業務を主担当とする職員は正規・非正規含め 3 名。要対協調整業務等の民間委託はなし。
- 民間団体からは「子どもに関わる方々」として、民生・児童委員協議会、保護司会、健全育成を担う機関、学校（保育園含む）、医療機関等が参加している。
- 要対協で進行管理をしているケース件数は年間約 1,000 件。

2. 支援拠点／要対協と民間(=バディチーム)との連携の取組

【民間団体の概要】特定非営利活動法人 バディチーム

子育て支援・虐待防止を目的に、家庭訪問型の支援活動を行う NPO 法人。親の心身の不調、子どもの病気や障がい、ひとり親、経済的困窮等、さまざまな悩みを抱える家庭を訪問し、保育や家事等のお手伝いをしながら家庭の孤立を防ぎ、複雑な事情を抱えながらも子育てができるよう、親子を支える活動を行っている。「みんなで子育て」する社会をめざし、年齢・性別もさまざまなスタッフが活動に取り組んでいる。

(1) 連携の背景・目的

- 平成 25 年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、区内に養育困難家庭がどれくらいあるか、どのような支援が必要なのか、区において検討を重ねた結果、虐待の発生予防に向けては早期の支援が重要であり、ボランティアを中心に、子育て世代や養育に悩んでいる家庭の家事・育児等を支援をすることが必要との認識に至った。
- 児相でも、子育て支援事業における家庭訪問や、未就園時の養育家庭への訪問等を実施。児相が家庭の支援を直接行うのは、江戸川区の特徴である。
- 養育困難家庭への訪問を拡充するために、民間団体と連携する必要性が生じていた。そこで、アウトリーチ型支援を重視し、都内 13 区で養育支援訪問支援事業を実施していたバディチームと連携し、訪問型の食の支援事業を行うに至った。

(2) 民間の役割・活動内容・体制

- バディチームでは、区事業として「おうち食堂」、「おとなりさん」等の事業の運営管理を受託している。食に関して環境的に不十分な家庭に対し、食の支援をすることで、健全な環境を確保することを目的としている。

事業名	業務の内容
おうち食堂	・ 食の支援員が家庭に直接出向き、買い物から調理片付けまで行う事業。年間 48 回を上限。 ・ 家庭で手作り、できたての食事を提供する。
子どもと家庭のおとなりさん事業	・ 子育て支援が必要な家庭に出向き、乳児支援（沐浴・育児支援・離乳食等）、子ども支援（遊び・学び・支援同行等）、家事支援（掃除・洗濯・買い物等）、学習支援（家庭での学習・同行支援等）等、さまざまな子育て支援を行う。

- ボランティア支援員は、おうち食堂、おとなりさんを合わせて 100 名ほど。区が募集し、研修を通じて支援員となっている。区在住者、30～70 代が中心。平日に仕事をしており、隙間時間で支援をしている方も多い。
- 支援員の採用時に個人面談を設け、各者の価値観・適性等（例：精神疾患、発達障害等のあるお子さんへの意識等）を確認し、マッチングの際の参考にしている。また、支援者と支援家庭が距離的に近すぎないように、マッチングに留意している（近所同士、同じくらいの年代の子どもがいる人同士等はマッチングしない）。適材適所になるよう心掛けている。

江戸川区食の支援事業

食事支援ボランティア派遣事業
～できたて食べてね～

おうち食堂
—EPOCHAWA—

どんな事業？ 4世帯を上限に、食の支援が必要な家庭に、食事支援ボランティアが訪問し、強い味から献立、片付けまで行う事業です。

自己負担は？ 自己負担はありません。当区が委託料を補助しますので、安価でご利用できます。利用にあたっては、一定の審査があります。

ボランティアさんはどんな人？ 一定の研修を履修した、料理が得意な主婦の方です。メニューなどの希望を聞き取りながら、おいしいご馳走を作ってくれます。

調理例

江戸川区児童相談所 はあとポート
【受付時間】
平日 8:30～17:00 ☎03-5678-1810



左：おうち食堂チラシ、右：調理例
(資料：江戸川区)

(3) 連携の効果

- バディチームを通じて、ボランティア支援員からの訪問記録（報告書）を受けており、必要に応じて児相による直接的な支援、介入につなげることができている。
- 江戸川区では、過去に小学生児童の虐待死事件があったが、元来、地域住民の間で「子どもは宝」との意識があり、虐待に対する関心が高く、通報の件数が多い状況がある。おうち食堂、おとなりさん事業のみならず、放課後の「すくすくスクール」事業等も地域住民の協力を得ており、これらの事業を通じて、行政、民間団体、市民がともに子ども・家庭を見守り、支援する環境が根付いてきている。

(4) 連携の課題、工夫

- 他地域では支援員の募集を民間団体に任せているところもある中、江戸川区では、おうち食堂、おとなりさん事業の支援員の募集と研修を区（児相）が主導。それにより、「地域のために」とボランティアが集まる好循環が生じている。ボランティア人材が不足する中、江戸川区では比較的人手不足感なく事業を進められている。
- 児相は、必要な情報をバディチームに対し開示・共有することを基本方針としている。また、バディチームのコーディネーターが事業全体を把握しながら、必要に応じて家庭

に出向きモニタリングすることを認めている。成果を、支援 1 件当たり単価等で測るのではなく、子どもや家庭の安全確保という事業目標に置いている点で、民間団体のバディチームにとってもやりやすい環境がつけられている。

3. 支援拠点／要対協と民間(=バディチーム)との情報共有

(1) 情報共有の現状

- バディチームに支援を依頼する前に、区のケースワーカーがアセスメントの中で、家庭の課題、支援により当該課題をどこまで解決するか等をまず検討する。その結果により、支援に必要な最低限の情報（家庭の状況、課題等）をバディチームと共有する（共有が望ましくない情報は区にとどめる）。
- 支援に入中で、さらに必要な情報があれば、バディチームから区へ問い合わせが入る。
- 家庭訪問の際には、区のケースワーカーとバディチームと一緒に訪問し、世帯情報の把握も行う（おうち食堂やおとなりさん事業にてボランティア支援員が支援に入る旨も、区のケースワーカーから各家庭に伝えられる）。

(2) 守秘義務条項

- おうち食堂等の事業の仕様書内に個人情報の保護に関する条項が含まれている。また、別記の「個人情報保護に関する特約条項」において、秘密保持、目的外利用や再委託の禁止等の規定とともに、個人情報の収集・保管・利用、取扱場所、複写複製の禁止、返還、管理方法、事故発生時対応等の詳細が示されている。

(3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- おうち食堂等の事業のコーディネーターが責任者として、個人情報守秘義務についてボランティア支援員に周知し、指導している。
- コーディネーターから支援員に対してどこまで情報を伝えるべきか、各家庭への支援内容（家事、調理、保育等）を踏まえて慎重に判断している。利用者情報についてはほとんどは伏せており、支援に入る上で必要となる対応情報を中心に伝達している。
- ボランティア支援員には入職時等に個人情報等に関する研修を行い、誓約書を取り交わしている。

(4) 情報共有の課題、工夫

- 養育支援訪問事業においては、児相とバディチームの間で十分な情報共有があればよく、バディチームとしては要対協への参加（他団体との情報共有）の必要性をさほど感じていない。
- 児相とバディチーム間の一对一の情報共有であり、情報の管理がしやすい側面もある。

地方自治体における こども政策に関する連携体制の 事例把握調査について

令和４年９月

内閣官房こども家庭庁設立準備室

0 目次

1 取組事例の調査について

2 調査概要

3 自治体事例集

4 自治体における連携体制調査集計データ

1 取組事例の調査について

- こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体である。今回、地方自治体の取組状況を把握するため、こども政策に関する地方自治体における連携体制等の事例について調査した。
- 今後、こども家庭庁と自治体による定期的な意見交換の機会等を活用し、創意工夫を行っている自治体の事例を収集する。あわせて、各自治体における取組の特徴等について調査・分析する。
- 上記を通じて得られたこども政策に係る自治体の取組事例を積極的に全国に共有する。
- これを通じ、各自治体において、他の自治体の取組事例を参考にして、地域の実情に即したこども政策に取り組む流れを加速し、横展開を図る。

(参考) こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）抜粋

3. こども家庭庁の設置とその機能

(2) こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の基本姿勢

② 地方自治体との連携強化

こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、地方自治体の取組状況を把握し、取組を促進するための必要な支援等を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。また、地方自治体との人事交流を推進する、地方自治体との定期的な協議の場をきめ細かく設けるなどにより、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら政策を推進していく。

2 調査概要

1 調査目的

こども政策に関して、「こどもまんなか」行政を進めていくにあたり、地方自治体におけるこども政策に関する部局間の連携のあり方について取組事例を収集・把握するもの。

2 調査対象

- ・ 47 都道府県、20 指定都市、62 中核市、東京都23 区（左記は悉皆）
- ・ 70 市町村（人口規模に留意し、事例収集目的で以下のとおり抽出。）

＜人口20 万人以上＞ 5 自治体

＜人口10～20 万人＞ 20自治体

＜人口 5～10 万人＞ 18自治体

＜人口 1～ 5 万人＞ 19自治体

＜人口 1 万人未満＞ 8 自治体

※人口は「令和2 年国勢調査 人口等基本集計結果」（総務省統計局）を参照

3 調査期間（回答基準日：令和4 年4 月1 日現在）

令和4 年4 月15日～5 月31日 ※取組についてヒアリングも実施

4 回収数

221自治体／222自治体 （回収率：99.5 %）

3 自治体事例集

1. 「こどもまんなか」行政に向けた関係部局間連携など 組織体制の工夫

事例① こども政策の司令塔部局/総合調整部局の設置（東京都、徳島県）

事例② こども政策関係部局間の連携向上に資する人事上の工夫
（新潟市、熊本市、福島県伊達市）

事例③ 小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、研修の一体的実施
（宮崎県、兵庫県明石市、愛媛県松山市、島根県、高知県、岩手県花巻市、大阪府箕面市）

2. こども政策に関する 相談体制の工夫

事例④ こども政策のワンストップ相談窓口の設置（岐阜県岐阜市、岡山県総社市）

3. 地域総がかりの いじめ防止対策 に向けた 首長部局の取組

事例⑤ こどもの相談窓口の首長部局への設置（岡山県、群馬県桐生市、東京都世田谷区）

事例⑥ 首長部局の第三者性を活かした、いじめ解消プロセスへの積極的関与
（札幌市、大阪府寝屋川市）

4. こども政策における NPO等との連携等

事例⑦ NPO等の民間団体との情報共有、共同研修、事業連携
（長崎県、千葉県松戸市、長野県泰阜村、兵庫県尼崎市）

※自治体の取組の参考となるよう、調査結果をもとに主な事例を整理し、各事例について、人口規模にも配慮して
具体的ないくつかの自治体の取組をピックアップ。

※自治体からの聞き取り等を元に、こども家庭庁設立準備室において作成。

事例①

こども政策の司令塔部局/総合調整部局の設置

東京都
(人口 1405万人)

「東京都こどもホームページ」
<https://tokyo-kodomo-hp.metro.tokyo.lg.jp/>

- 政策全般をこども目線で捉え直し、**総合的に政策を推進する体制を構築するため、局相当の本庁組織「子供政策連携室」を設置**。企画立案機能や連携体制の構築などを図り、行政の枠組みにとらわれない幅広い視点で事業を展開。
- **既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに関係局からなるチーム**（ヤングケアラー、ユースヘルスケア、日本語を母語としない子供、ネウボラの仕組み、乳幼児期の集団生活、子供目線によるセーフティ・レビュー、子供の笑顔につながる「遊び」の推進）**を組成し、組織横断的な取組を実践**。
- 官民一体となった、**社会全体で「こどもを大切にする」気運を醸成**するため、「こどもスマイルムーブメント」を展開。その取組の一環として、育休を「仕事を休む期間」ではなく「社会の宝である子供を育む期間」と考える社会のマインドチェンジに向け、**育休のイメージを一新する愛称を公募**。令和4年6月、8,825件の応募の中から**「育業」**と決定し、普及・浸透に向けた取組を順次展開。
- **こどもたちの意見やアイデアを取り入れ作成した「東京都こどもホームページ」を通じ、こどもとの双方向のコミュニケーションやこどもたちへの情報発信を強化**。

事例①

こども政策の司令塔部局/総合調整部局の設置

徳島県
(人口 72万人)

- **首長部局 未来創生文化部**において、徳島県次世代育成支援行動計画や少子化対応県民会議に係る事務における関連部局の取りまとめや、教育委員会の業務を含めたこども政策全般の総合調整として、予算・進捗の管理を実施。

こども政策関係部局間の 連携向上に資する人事上の工夫

事例②

新潟市
(人口 79万人)

- 令和3年4月から首長部局 こども未来部こども政策課に2名の小中校長経験者（教育委員会と併任）を配置し、教育委員会（学校）と連携した施策を実施。
- 放課後児童クラブの実施において、校内施設の利用調整や学校でのヤングケアラーと思われる児童・生徒を見つけ出す方法の検討に関わるなど、学校現場の実情を踏まえた施策の実施に関与。
- 本市のこどもの権利について定めたこども条例に関して、学校内での意見聴取への支援。
- 児童相談所などでの児童・生徒に関わる会議において教育的視点から助言。

こども政策関係部局間の 連携向上に資する人事上の工夫

事例②

熊本市
(人口 74万人)

- 首長部局 健康福祉局子ども未来部の児童相談所に警察官（県警から出向）及び教職員（市教育委員会から出向）を配置。
- 警察官は、児童相談所における少年事件や児童虐待などの要保護児童の通告事例など警察が関与する事案への対応や助言や児童への聴取などに関する検察庁との連携などに従事し、教職員は、児童福祉司として、教育委員会との情報交換や教育委員会が開催する会議に参加するなど、専門性を活かした業務に従事。出身元の機関と連絡調整・情報交換をすることで、迅速な対応がとれ、円滑に事務を実施することが可能。
- また、教職員が児童相談所で勤務した後、教育現場に戻ることで、学校運営に福祉の視点からの配慮が加わる。

こども政策関係部局間の 連携向上に資する人事上の工夫

事例②

福^{だて}島県伊達市
(人口 6万人)

- 平成29年から児童福祉部局と保健衛生部局が連携し、伊達市版ネウボラ事業を実施。**令和3年から2部局の連携促進のため組織改編し、教育委員会内の児童福祉部局であるこども部に「ネウボラ推進課」を創設。**
- 同課において、**子育て世代包括支援センター業務と子育て支援業務のマネジメントをする保健師を配置。**母子保健の視点を入れ込み、**一体的に親子へ支援する事業の調整や関係部署とのケース連携を担う。**また、子ども家庭総合支援拠点、発達相談支援の担当係もあり、包括的支援体制が可能となった。
- 課外へ併任辞令を発令
 - ① 保健衛生部局保健師：母子保健を担う保健師へ発令。「親子の（あなたの）担当保健師」として就学まで支援。**母子保健と子育て支援の視点から、親子へ一貫した切れ目ない支援を行う。**
 - ② 児童福祉部局他課：児童福祉企画担当と幼児教育担当へ発令。**こども施策全般の視点や幼児教育現場の意見の聴取可能。**
- 保健・福祉・教育各担当者にて定例会を開催。顔の見える関係ができ、課題の共有や多種の専門職の専門性を生かした支援が可能となった。

小学校就学前教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

首長部局に集約

宮崎県
(人口 107万人)

- 平成20年4月に、知事主導の下、少子化対策への対応強化を目的として首長部局に「こども政策局」を設置し、幼稚園・保育所・認定こども園等の業務を一元的に所管。
- 公立幼稚園の設置・廃止に関する許認可事務以外の業務は補助執行として首長部局が実施。
- 教育委員会職員（指導主事）をこども政策局こども政策課との併任配置とし、教育に係る専門性を確保。
- 設置者や施設類型を問わず、研修を一体的に実施。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

首長部局に集約

兵庫県明石市 (人口 30万人)

- 平成24年度から待機児童解消の取組として、保育施設の環境整備を始め、幼稚園の預かり保育や認定こども園化を推進することも含め、幼稚園の業務を補助執行により首長部局こども未来部（現こども局）こども育成室に集約。
- 幼稚園担当職員を首長部局へ併任配置し、保育所担当と連携して採用等の人事業務を効率化。
- 就労世帯児童の受け入れなど、公立幼稚園の保育機能を大幅に強化。また、幼稚園1号児童のうち就労世帯児童の入所手続きについて、保育所・認定こども園の選考ノウハウを用いて実施。窓口でも幼稚園を紹介し、保育施設の選択肢としてPR。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の業務を集約したことで、コロナ対策など、各施設へ一体的な対応することができ、業務が効率化。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

首長部局に集約

愛媛県松山市 (人口 51万人)

- 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、就学前児童の教育・保育を一体的に実施するため、**幼稚園に係る業務を補助執行により首長部局に集約**。
- 従来の保育に係る業務に加え、入園許可・退園など幼児の就園に関すること、幼稚園に係る教育課程及び教育活動の指導等に関すること、幼稚園の管理運営の指導に関することなどの業務を実施。
- **幼稚園教諭（1名）を同課に配置**し、上記業務に関与することで、教育面での専門性を確保し、現地・現場の意見を踏まえた政策立案が可能であるとともに、認定こども園の認可・認定や指導監査において、専門的知見を活かした助言等が可能。
- また、幼稚園・保育所職員の研修を一体的に取り組むことや、公立幼稚園教諭の採用面接を首長部局が実施することにより、**教育・保育現場それぞれの特長を理解しながら職員の質の向上を図るとともに、幼稚園・保育所の地域ニーズに合わせた職員の確保が可能**。



研修の様子

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

島根県
(人口 67万人)

島根県幼児教育センターホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/yo
uji_kyoiku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/yo
uji_kyoiku/)

**首長部局・教育
委員会で共管**

- 「島根県幼児教育センター」を、**首長部局 健康福祉部子ども・子育て支援課と教育委員会で共管**（平成30年4月開設）。
- 同課の職員 4 名に加え、教育委員会の幼児教育担当 7 名（兼務を含む）、幼児教育アドバイザー 2 名を配置。
- 公私立を問わず、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員に対して、訪問による助言・指導等を行うとともに、**幼児教育の知見を集約し連携した研修会を島根県幼児教育センターとして実施**。
- 活動実績

	H30	R1	R2	R3
集合型研修（参加人数）	623	595	146	214
訪問指導（件数）	198	226	493	446

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

教育委員会に集約

高知県 (人口 69万人)

- 就学前に係る事務の一元化を図るため、**幼稚園・保育所・認定こども園**の事務を補助執行及び事務委任により、**教育委員会 幼保支援課に集約**（平成15年度。教育委員会への集約は全国初。行政職10名と指導主事（小学校等教員）8名で運営。）。
- 施設類型によらず、県内のどこにいても質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、**幼稚園・保育所・認定こども園における研修を一元的に実施**（教育センターと連携した体系的な集合研修（約30種類）のほか、園内研修への指導主事やアドバイザーの派遣による助言（年間300回程度）など）。
→ 県内の就学前施設では、教育・保育の質の向上に向けた取組が定着（保育を公開して行う園内研修の実施率 91.0%（R3））
- 県の施策や就学前施設に共通の課題（保幼小連携・接続、保護者や厳しい環境にある子どもへの支援、運営支援、南海トラフ地震対策など）に対して、一元的な施策の展開が可能。

幼稚園・保育所・認定こども園等の職員が一緒に、グループ協議をしている様子 →



小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

教育委員会に集約

岩手県花巻市 (人口 9万人)

- 義務教育への円滑な接続などを目的として、教育委員会において、子育て支援、幼稚園・保育所、児童クラブの業務などを一元的に実施。
- こどもたちの0歳からの健やかな成長を目指し、就学前教育の在り方について、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、地域での具体的な取組を示すため「花巻市就学前教育プログラム」を策定。
- 幼稚園・保育所、小学校、認可外保育施設の長及び保護者代表などを集め、地域が連携して取り組むため、就学前教育振興会議を設置。
- 市内全体での保育の質の向上を目指し、市内全園を対象にした「はなまき保幼こ一体研修」を年10回程度実施。
- 義務教育担当課と連携を図り、円滑な幼小接続を目指し接続期カリキュラムの作成、幼小相互理解を深める授業参観と保育体験型参観等の実施や園児と児童の交流を支援。
- 花巻市保育・教育アドバイザーを設置し、市内全ての保育・教育施設を対象に園内研修を支援。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

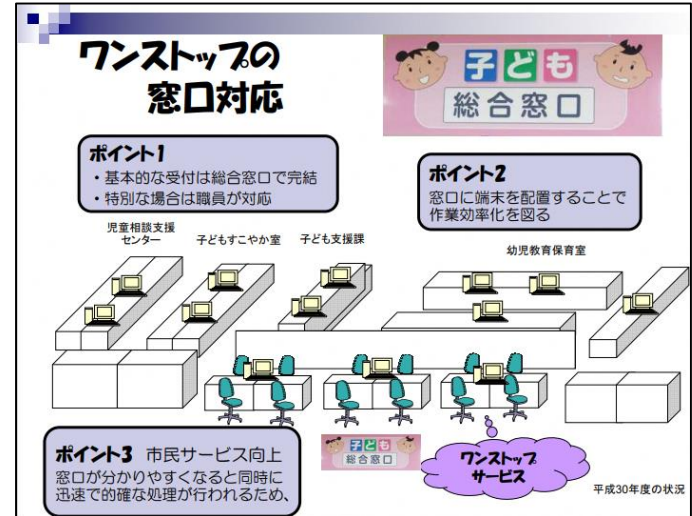
みのお
大阪府箕面市
(人口 14万人)

子ども総合窓口HP

<https://www.city.minoh.lg.jp/childpolicy/madoguchi/index.html>

教育委員会に集約

- 0～5歳の就学前のこどもに関する施策を教育委員会に一元化し、子育てに関する部署をワンフロア化することで、ワンストップ窓口対応を充実。母子保健、就学前施策等の業務についても、事務委任・補助執行により教育委員会に業務を集約。
- 市で管理するこどもやこどもの家庭の情報を集約し、こどもの成長に合わせた切れ目のない支援をするためのデータベースとして「子ども成長見守りシステム」を構築。例えば、生活保護や児童扶養手当等の情報から生活困窮の可能性のある世帯のこどもを抽出したり、学力や非認知能力等の情報を活用して支援が必要である可能性のあるこどもを抽出したりすることで、困難な状況にあるこどもを見つけ出す。
- 保育所待機児童対策や児童生徒集計等の情報と連動した就学前児童推計による就学前施策の検討がスムーズに。コロナ禍において、就学前・就学期の対応について、整合性や利便性を図り一体的な方針決定が容易。



小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

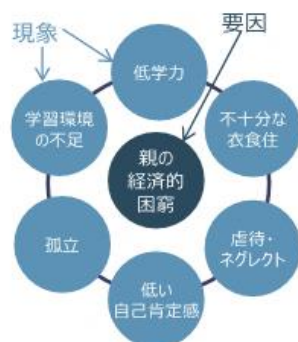
教育委員会に集約

みのお
大阪府箕面市
(人口 14万人)

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報

②経済的困窮を要因として発生している現象 の2種類があります



子どもの状況は見えるが
根本にある貧困が見えない情報

現象 学力・体力調査結果
生活状況調査結果
日常の行動・衣服などの状況
学校健診・乳幼児健診の結果
虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが
子どもの状況が見えない情報

要因 生活保護の受給状況
児童扶養手当の受給状況
保育料算定時の所得状況
給食費の滞納状況
就学援助の受給状況

子ども個人をキーに
名寄せすると…

見守りが必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮)

支援が必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮+子どもの変化)

支援を受けている子どもの
現況がわかる
(親の状況+子どもの状況)

支援を受けている子どもの
経年変化を追跡できる
(子どもの変化+集団の変化)



A君の
データ

学年	学力調査	生活状況調査	学校健診	虐待通報	担任観察	生活保護	就学援助
小1	+5	±0	異常なし	なし	問題なし	非該当	受給
小2	+2	△5	異常なし	あり・経過観察	要観察	非該当	受給
小3	△8	△10	発育遅れ	あり・対応	問題あり	受給	受給
小4	△9	△8	発育遅れ	なし・経過観察	問題あり	受給	受給

事例④

こども政策のワンストップ相談窓口の設置

岐阜県岐阜市 (人口 40万人)

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”
<https://yell-gifu.jp/>

- 0歳から20歳前までのこども・若者とその保護者、こどもに関わる全ての方々の悩みや不安に対し、関係機関と連携しワンストップで総合的・継続的に支援するため、平成26年度に条例に基づき首長部局に「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」を設立。また、令和4年度から、児童虐待等への迅速な連携を図るため、岐阜県警及び県の児童相談所の分室が“エールぎふ”内に入居した「こどもサポート総合センター」を開設。
- 臨床心理士、社会福祉士、保健師、教員、保育士、SSW（教員OB）等、120名の職員で運営。この他、専門アドバイザーとして、児童精神科医、小児科医・弁護士・カウンセラーを配置。SSWや専門アドバイザーがいることで、学校をはじめとする関係機関との連携において、円滑に業務を進めることが可能。
- 子どもの見守り宅食支援事業や放課後居場所づくり事業を端緒として、NPO法人等が、こどもとその保護者の様子を把握し、地域支援に結びつける施策を推進。
- 子ども家庭総合支援拠点として母子保健分野との緊密な連携を図り、早期の支援を実現。また、所属機関や病院、警察等から、心配なこどもの情報が“エールぎふ”に集約されることで、様々な支援に接続。具体的な支援や専門機関への取り次ぎまで、完結した対応が可能。

“エールぎふ”のべ相談・対応件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	11,890	12,420	14,501	14,445	15,965 ²⁰⁵	17,521	19,604	21,795

事例④

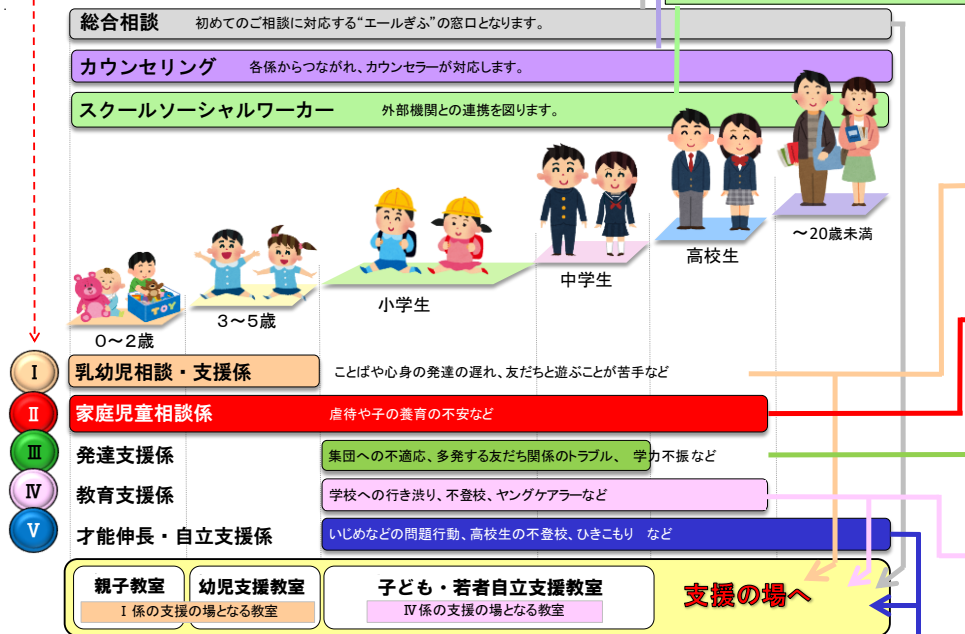
こども政策のワンストップ相談窓口の設置

岐阜県岐阜市 (人口 40万人)

■各係の相談・対応の概要と各係の業務のご案内

- 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、
◆ 0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談
に対応します。
◆ ワンストップで総合的に相談・支援します。
◆ 発達段階に応じて継続的に支援します。

5つの係が、ご相談に対応しています。



一人で
悩んでいませんか。
ご相談ください。
お待ちしております。



8:45~17:30

総合相談 ☎0120-43-7830
24時間(子ども専用)

子どもホットダイヤル ☎0120-43-1474
緊急

児童虐待通告専用 ☎058-269-1600

研修・講座等

- 出前講座
- “エールぎふ”講演会
- ペアレント・トレーニング

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

支援の場へ

乳幼児相談・支援の3つの係

- I a 乳幼児相談係**
- 発達相談(来所・家庭訪問)
 - 就学前巡回相談
 - エール診察室(小児科)
 - 交流保育
 - 療育DVD貸出
 - 療育総合判定会議(子ども保育課と協同)
- I b 親子支援係**
- 親子教室
 - ◇対象:1・2歳児(未就園児)
 - ◇形態:小グループ活動
 - ◇場所:北市民及び南市民健康センター エールぎふ・もえぎの里
- I c 乳幼児支援係**
- 幼児支援教室
 - ◇対象:3~5歳児
 - ◇形態:通級制
 - ◇場所:長良・岐阜北・瑞山・岐阜東市橋・加納・岐阜南・柳津の市内8教室

II 家庭児童相談係

- 児童虐待相談・通告
- 養護相談
- ※家庭での子どもの養育環境(経済的困窮、保護者の疾病、家出など)

III 発達支援係

- 発達相談(検査・F B・訪問発達相談)
- ◇対象:発達に心配がある児童生徒
- ペアレント・トレーニング
- ◇対象:子育てに困り感をもつ保護者
- 保護者の会「ゆったりゆったり」

IV 教育支援係

- 子ども・若者自立支援教室
- ◇対象:岐阜市内の不登校児童生徒
- ◇場所:明徳・岐陽・七郷・芥見の市内4箇所5教室
- 保護者の会「ぼほちいこか」

V 才能伸長・自立支援係

- いじめなどの問題行動に関する相談
- ◇対象:小中学生・高校生
- 義務教育終了から20歳前の若者の相談
- ◇対象:ひきこもり、非行、家庭内暴力、対人関係などに悩む若者
- 保護者の会「ゆうゆうと」



親子教室



幼児支援教室



保護者の会

事例④

こども政策のワンストップ相談窓口の設置

そうじゃ
岡山県総社市
(人口 7万人)

- 平成27年度から、保育園の所管を首長部局から教育委員会に移管し、幼稚園・保育園・認定こども園を一つの課で所管。業務を一元化するのみに留まらず、家庭の状況に応じて最適な入所先を紹介するなど、住民に寄り添った対応を実現。
- さらに平成28年8月から、西庁舎1階にこども政策に関する部署として、首長部局 保健福祉部こども課（児童福祉、母子保健等を所管）と教育委員会 教育部（学校、幼稚園、保育園等を所管）をワンフロアに集約。このフロアを「子育て王国」と名付け、キッズスペースを設けるなどして、こどもに関する手続、相談支援を切れ目なくワンストップ化。
- 同時に、フロア内には「子育て世代包括支援センター（子育てほっとルーム）」をオープン。授乳や計測などができるため、気軽に立ち寄れ、相談できる場となっている。
- 住民からは、こども関係の窓口がワンフロアに集約されていることでメリット。
- 子育てに関する相談や手続など、日常的に個別事案について、部署をまたいで職員間の迅速な連携が可能。首長部局と教育委員会の双方に関わる問題（虐待やヤングケアラー支援）において、特に効果を発揮。



子育てほっとルーム（利用者支援）

事例⑤

こどもの相談窓口の首長部局への設置

岡山県
(人口 189万人)

岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）

<https://www.pref.okayama.jp/page/495117.html>

- 平成13年7月、首長部局 県民生活部男女共同参画青少年課の出先機関として、総合相談窓口と、それぞれ別の場所で運営していた4つの専門的な相談窓口を1箇所にまとめ、青少年の様々な不安や悩みに連携して対応する「青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）」を設置。
- 青少年に関する相談全般を対象とする「総合相談窓口（すこやか育児テレホン）」を始め、教育委員会が所管する「教育相談」、「進路相談」及び「子どもほっとライン」、警察が所管する「ヤングテレホン・いじめ110番」を開設。電話等での相談対応のほか、公認心理師による面接、支援機関に取り次ぐなどの対応。「子どもほっとライン」は相談員養成講座を修了した学生ボランティア（心理学を学んでいる学生、臨床心理士をめざしている学生など）が、小中高校生からの相談に応答。
- 昨今、こどもの情報ツールがSNSに移行していることなどから、令和3年度からSNS（LINE）を活用した相談「ハートフルおかやま110」を期間限定で試行。

LINEで気軽に相談できるようになりました
SNS相談@ハートフルおかやま110

相談できる日時
令和4年5月9日(月)～9月29日(木) 月・木・土曜日
月曜日 / 午前8時45分から午後0時45分まで
木・土曜日 / 午後5時30分から午後9時30分まで

相談できる人
岡山県内に在住、在学する子ども・若者

※お申し込みは不要です。
※アクセス集中時は相談員の対応が遅れることがあります。
※LINEのID・プロフィール写真は相談員には見えません。

友だち追加は
こちらから！



事例⑤

こどもの相談窓口の首長部局への設置

群馬県きりゅう桐生市
(人口 11万人)

桐生市「子育て相談窓口」

<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/1018221/index.html>

- 令和2年度に保健福祉部 子育て支援課、教育委員会 教育部青少年課、新設の子育て相談課をまとめた「子どもすこやか部」を子育て支援を総合的に推進する部局として首長部局に新設。
- 組織の一元化に伴い、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦の福祉に関する相談に加え、青少年に関する相談業務を統合した「子どもすこやかホットライン」を設置。妊娠・出産・育児やこどもの発達に関すること、虐待と思うこと、いじめに関することなど、こども・子育ての総合的な相談を可能にすることで、乳児から青少年の健全な育成を総合的に推進。

事例⑤

こどもの相談窓口の首長部局への設置

東京都世田谷区

(人口 94万人)

- 世田谷区子ども条例に基づき、**「世田谷区子どもの人権擁護委員（通称：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）」を、区長及び教育委員会の附属機関として設置**。子どもの権利侵害についての「相談」、「調査」、「要請・意見」などを行う、委員を3名を選任（現在、大学名誉教授、大学准教授、弁護士が在籍）。
- **こどもの権利侵害に関する相談を受け付け**ており、委員の外、相談・調査専門員5名（社会福祉士、公認心理師、幼・中・高教諭、保育士、キャリアコンサルタントの有資格者等）を選任。
- 電話、メール、はがき、FAX、面接などによる相談を受け付けており、公正・中立な立場から支援。
- 令和3年度の新規相談件数は300件であり、相談内容として多かったものは、「対人関係の悩み」が61件、「いじめ」が45件、「心身の悩み」が35件であった。
- 権利侵害への対応として、小学生からの相談を受けた委員と専門員が、相談者と学校との間に入り、双方の認識の相違などの状況について改善を促すなどの支援を行った事例がある。



マスコットキャラクター
なちゅ

首長部局の第三者性を活かした、いじめ解消プロセスへの積極的関与

事例⑥

札幌市
(人口 197万人)

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist>

- いじめ、体罰などといった権利侵害に悩むこどもからの相談を受け付け、助言・支援や調査・関係者間の調整を行う機関として条例に基づく、「子どもアシストセンター」を設置。人権・法律などに詳しい救済委員（2名）、調査員（3名）、相談員（7名）計12名を配置。
- SNSによるコミュニケーションが普及していることを踏まえ、電話・Eメールに加え、「子どもアシストLINE相談」を実施。（LINE相談は令和2年4月から通年実施）
- **令和3年度こどもからの相談件数 1,504件**
内訳は LINE724件、電話356件、Eメール339件、面談85件。
LINEは、こどもにとってより相談しやすい方法であることがうかがえる。
- 2種類のカードを1学期の初めと夏休み明けに配布。
（それぞれの時期に沿った内容のカードを作成）
- ・担当部局 札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局



配布カード→
上：1学期始めに配布
（小学生用）
中・下：夏休み明けに配布
（小中高用）

首長部局の第三者性を活かした、 いじめ解消プロセスへの積極的関与

事例⑥

ねやがわ
大阪府寝屋川市
(人口 23万人)

- 首長部局に「監察課」を創設し、ケースワーカーの経験や弁護士資格を有する職員を配置。
- 監察課にいじめの相談窓口を設け、毎月1回市立の小中学校に通う全児童・生徒に対し、監察課へのいじめ通報を促進するためのチラシを配布。首長部局が主体的にいじめの通報を受け、速やかに対応をつなげることにより、いじめの深刻化を防止。
- これを、学校における教育的ないじめ解決アプローチを補う「行政的アプローチ」と位置づけ、学校、教育委員会と積極的に連携。
- 監察課のいじめ対応件数は令和3年度183件、令和2年度169件、令和元年度172件。認知したいじめ全件について1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認。

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

長崎県 (人口 131万人)

- 平成18年度に、こどもが生まれてから社会人になるまでの一貫した支援を行うため、首長部局 福祉保健部にこども政策局を設置（※子どもの貧困対策の所管はこども家庭課）。同局では、こどもや子育て家庭への支援、安全・安心な子育ての環境づくりなどの取組を実施。
- 平成30年度にこどもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握・検討するため、「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、令和2年度から「長崎県子どもの貧困対策推進事業」を実施。
- 本事業において、こどもを支援につなぐ仕組みづくりを進めていくために、「長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーター」を設置。市町に対する、こどもの居場所と連携した事業実施のための技術支援、「つなぐBANKフードバンクシステム総合相談支援事業」のノウハウ提供や、食材マッチング等に協力する企業や団体の掘り起こし等を実施。
- 令和3年度末までの約2年間で県内21市町のうち、9市町で居場所と連携してこどもの見守り等を行う事業を実施。
- 地域の子どもが集まる居場所ができることで、支援が必要な子どもや子育て世帯を見つけ、支援に繋がりやすくなる効果が期待。

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

千葉県松戸市
(人口 50万人)

- **NPOからの提案を受け付け、具体的な実施に繋げる、「松戸市協働事業提案制度」を実施。**
民間だけ、行政だけでは解決が難しい地域課題に協働して対応。NPOと連携した取組などについてパネル展を開催するなど、**市内で活動する団体の活動内容や魅力を発信。**
- 本制度において、令和4年度から協働事業として、核家族、経済的貧困、ひとり親、子・親の障がいを抱えた世帯など、子育てにおいて困難を抱えながら地域で孤立し、支援につながりづらい家庭が、官民の連携により必要なサポートにつながることを目指す仕組みを構築するため、関係者が情報交換等を行う円卓会議や、**地域での見守りの目を増やすためのサポーター養成講座等を実施予定。**

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

やすおか
長野県泰阜村
(人口 0.1万人)

- 令和3年度より「泰阜コミュニティースクール」（学校運営協議会）を発足させ、保育所・学校、保護者、地域が連携し、子ども・子育てを充実。個人ボランティアや少年野球、太鼓教室など、子ども支援に携わる者が多数活動しており、各支援の橋渡しの役割を果たしていくことで地域一帯となった子育て支援を構築。
- 「NPO法人グリーンウッド自然体験教育センター」が地域ぐるみで山村留学などの子育て支援を展開。
- 首長部局のこども政策全般の業務を事務委任で教育委員会 子育て支援係に集約。同係は総合調整部局として、こども政策全般の進捗管理・予算管理を統括することで、一体的な子ども・子育て支援が可能。また、教育委員会において保育所、小学校、中学校を所管し、一貫した教育体制を確保。
- 小規模自治体のメリットを生かし、必要があれば関係部局が直ちに集まって会議を開催するなどして、情報共有するとともに、方針決定が可能。

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

あまがさき
兵庫県尼崎市
(人口 46万人)

- こどもから大人まですべての市民の学びや育ちを総合的に支える拠点「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備。市長部局、教委、県（児童相談所・県警少年サポートセンター）、民間（指定管理者・受託事業者）、看護学校など多様な担い手が一つの場所で連携。
- 拠点に、こどもの課題や困難を抱えるこどもたちと家庭を支援する総合施設「子どもの育ち支援センター“いくしあ”」を設置。こどもや子育て家庭の支援に必要なデータを統合するシステム「子どもの育ち支援システム」を構築し、直接支援に従事するセンターの職員に閲覧権限を付与し、これまでの面談、記録などの情報を閲覧し、支援を実施。
- 市内の生活保護受給家庭の引きこもりの若年者に対して自立支援に向けたアウトリーチ支援（ソーシャル・インパクト・ボンド実証実験）をNPOと連携して実施。この他、困難な状況にある家庭のこどもたちに対して第三の居場所を提供する事業を民間団体と連携して実施。（両事業は現在終了。）

4 自治体における連携体制調査集計データ

調査項目 目次

調査項目 1 関係部局間の連携における運用上の工夫

- (1) こども政策に係る関係部局を集めた会議の実施
- (2) こども政策に係る人事上の併任発令等の工夫を行っている自治体

調査項目 2 地方自治体の組織体制の面での工夫

- (1) こども政策に係る関係部局の司令塔部局／総合調整部局の設置
- (2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約している自治体
- (3) 放課後児童クラブの事務を教育委員会が所管している自治体
- (4) その他こども政策の所管を集約している業務

調査項目 3 NPOや民間との連携や人材交流

こども政策に関してNPO・民間との連携や人事交流について回答のあった自治体

調査項目 4 いじめ問題に関して首長部局の取組

- (1) いじめに関する相談窓口を設置している自治体
- (2) 要保護児童対策協議会等のネットワークを活用している自治体
- (3) 警察や法務局との連携を工夫しているとした自治体

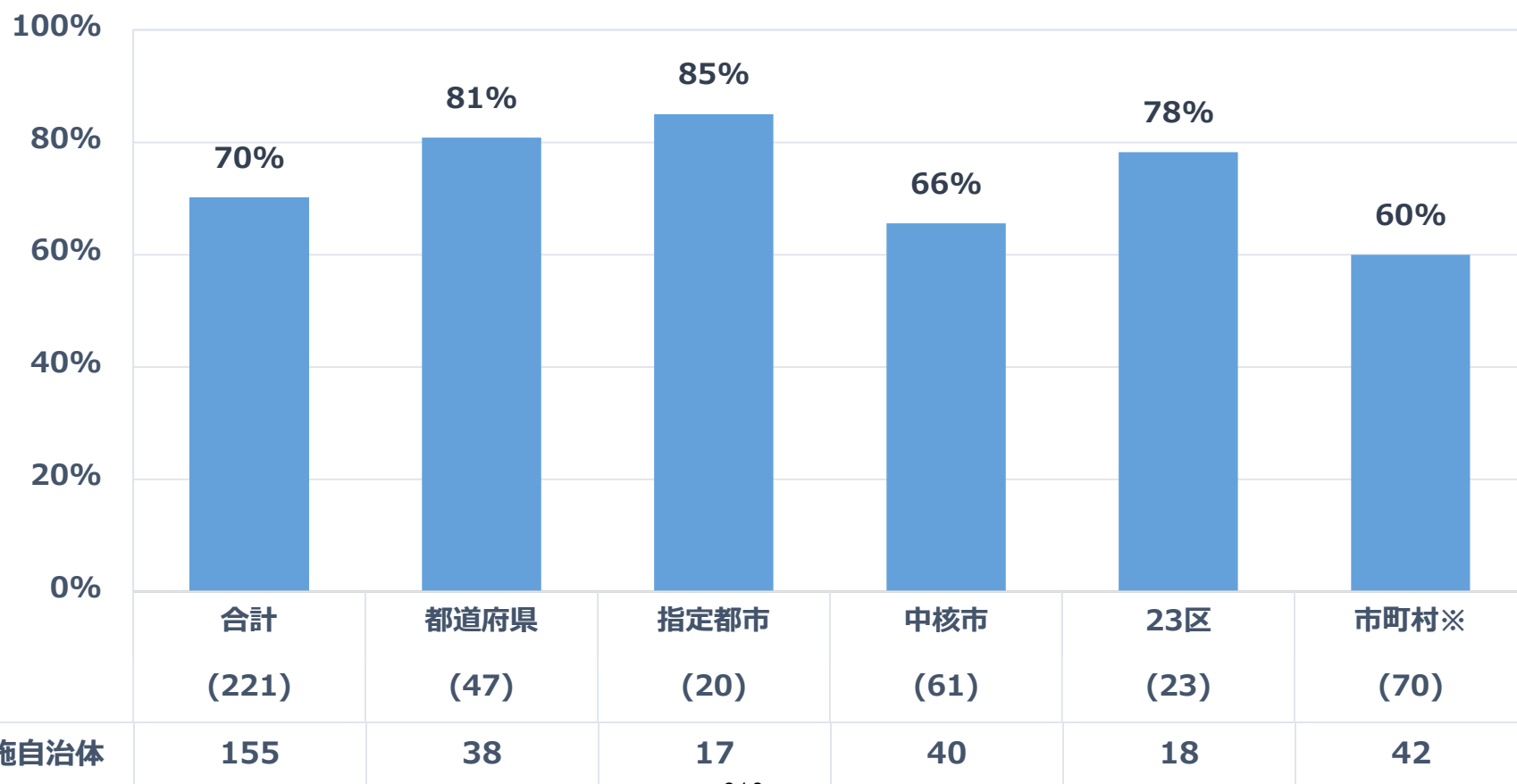
調査項目 5 組織再編の検討

こども家庭庁の設置に伴い地方自治体の組織改編を検討するか

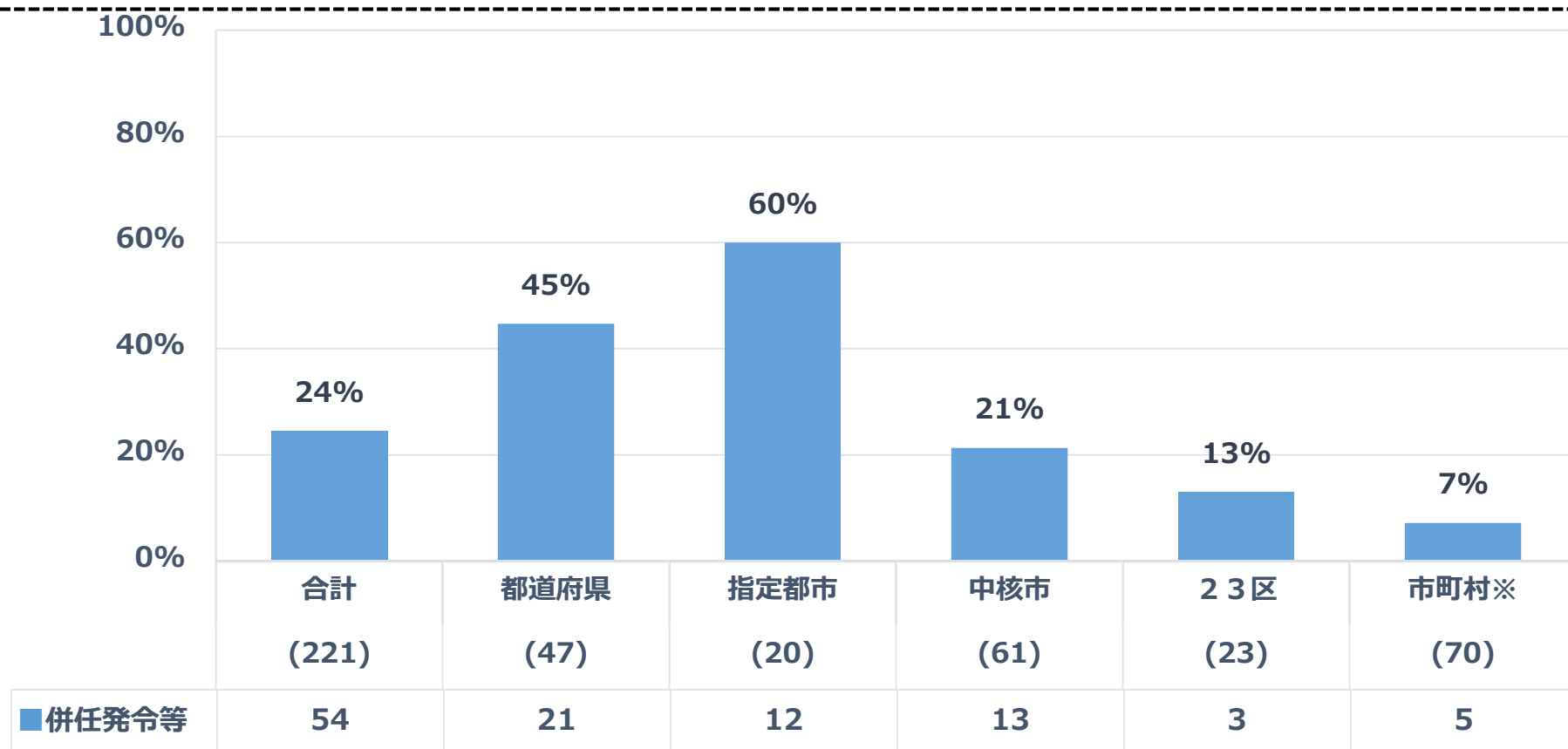
(1) こども政策に係る関係部局を集めた会議の実施

- ・ こども政策に係る関係部局を集めた会議を実施している自治体は、全体の約7割。
- ・ 小規模自治体では、職員間の日頃のコミュニケーションにおいて相談したり、コンパクトな会議を必要に応じて招集したりすることで対応している例もある。

（注）法定されている「総合教育会議」「要保護児童対策地域協議会」は除く。



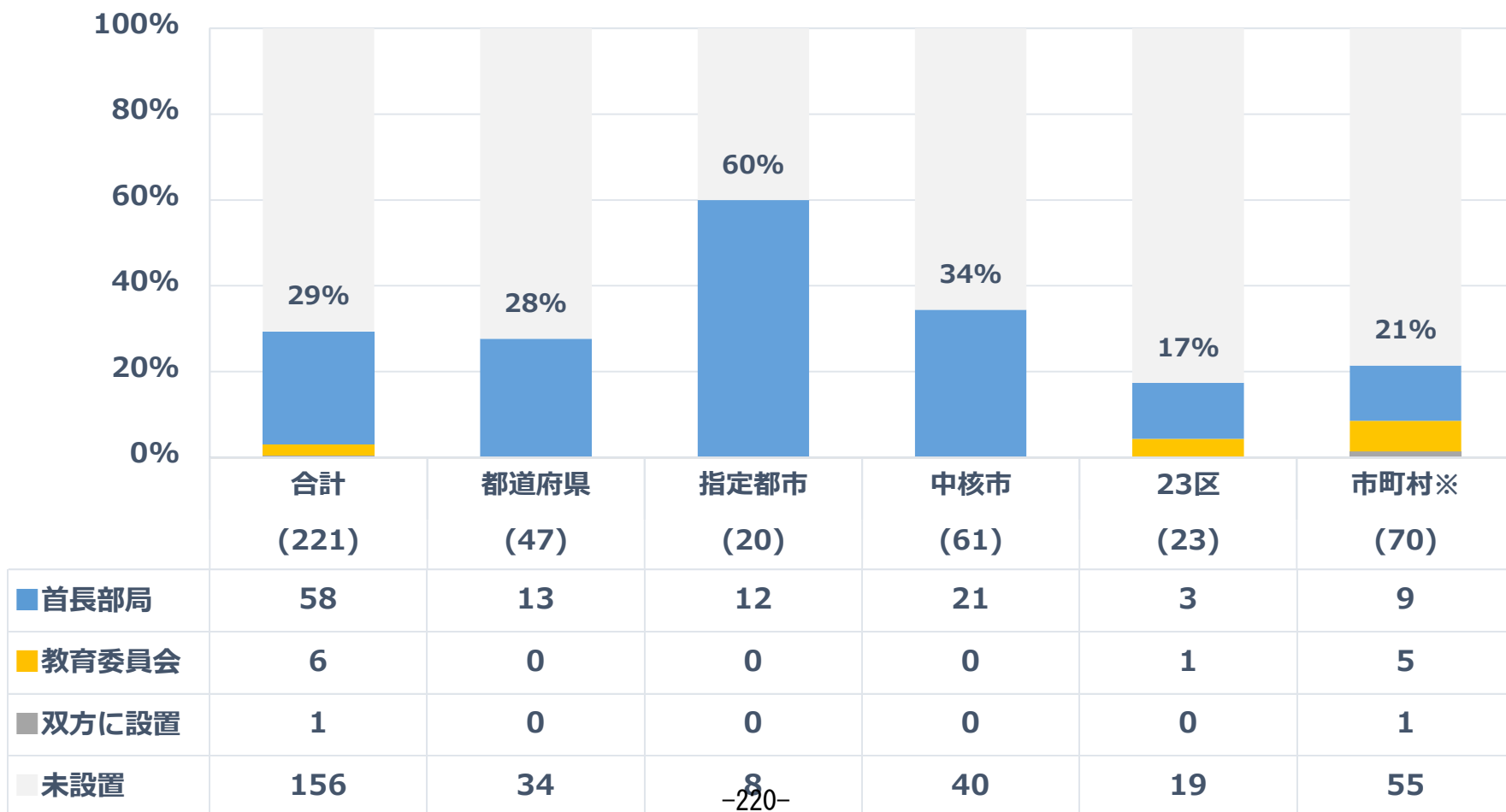
- ・ こども政策に係る関係部局において、人事上の配慮として併任発令等を行っている
と回答した自治体は全体の約 2 割。都道府県では約 5 割、指定都市では 6 割が併任
発令等を実施。
- ・ 教員等の特定の知識を持った者を警察に配置することなどにより、関係部局間の連
携に配慮している例がある。



集計概要（調査項目2 地方自治体の組織体制の面での工夫）

（1）こども政策に係る関係部局の司令塔部局／総合調整部局の設置

- ・とりまとめる司令塔部局・総合調整部局を設置していると回答した自治体は全体の約3割（65自治体）。指定都市では6割がとりまとめ部局を設けていると回答。
- ・教育委員会にとりまとめ部局を設置している自治体が、23区、市町村に存在。

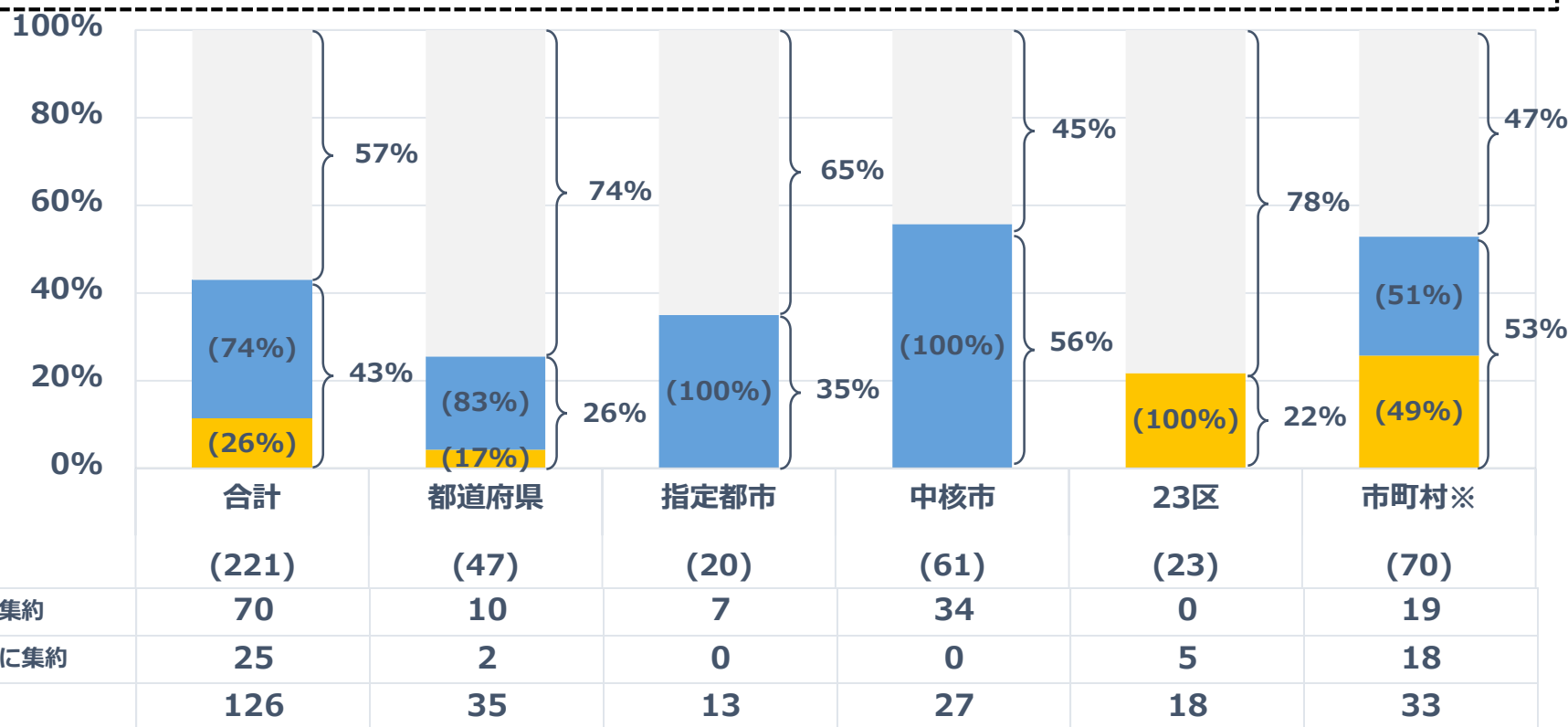


※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

集計概要（調査項目2 地方自治体の組織体制の面での工夫）

（2）幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約している自治体

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約していると回答した自治体は、全体の約4割。このうち、「首長部局に集約」としているのが約7割、「教育委員会に集約」としているのが約3割。
- ・集約せずに幼稚園は教育委員会、保育所は首長部局、認定こども園は機能に応じた所管等としている自治体が約6割。

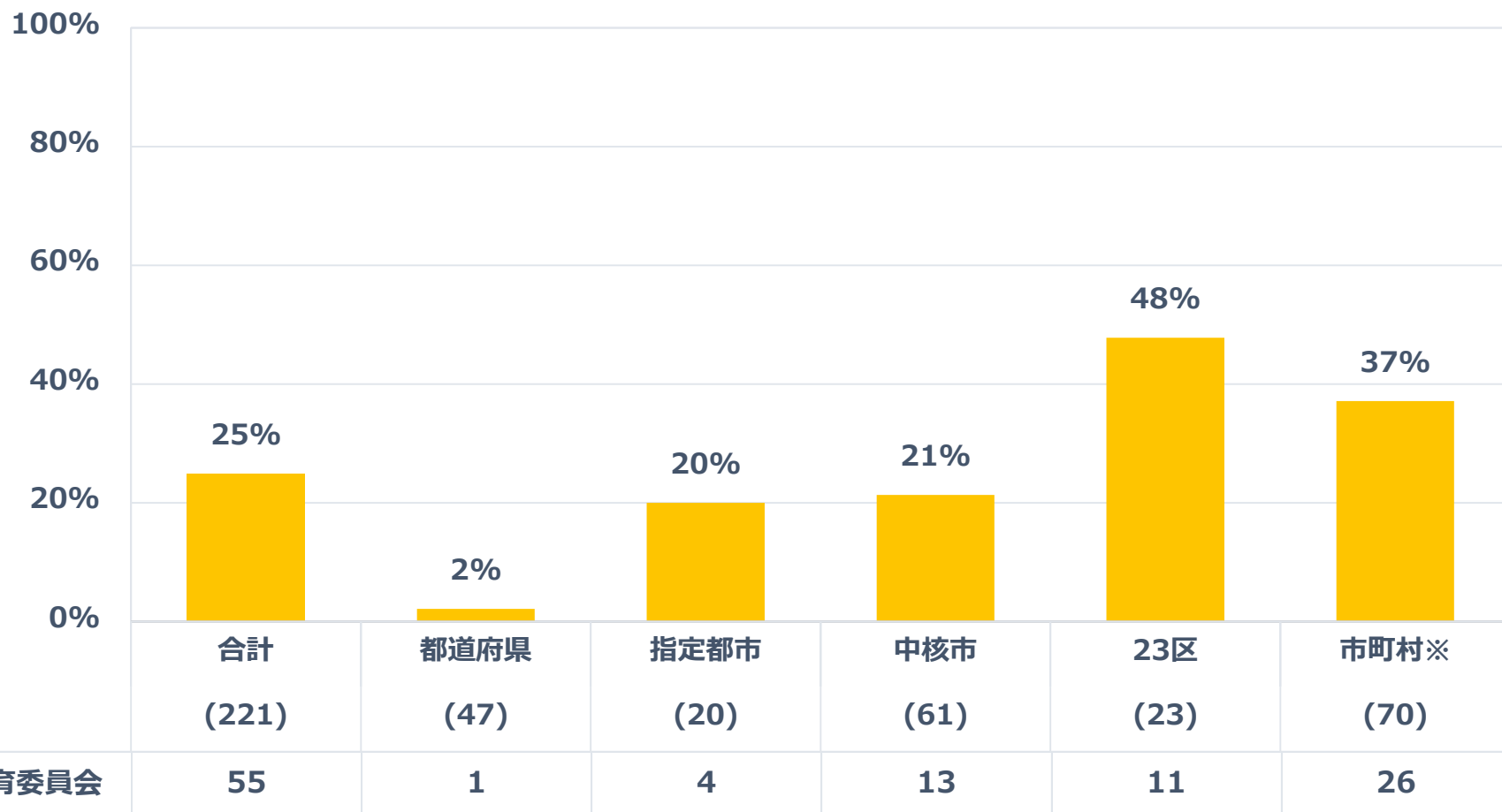


※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

注1：「集約」とは、必ずしも全ての業務を担っている場合に限らず、その一部を事務委任・補助執行している場合も含む

注2：括弧内の割合は、所管をいずれかに集約していると回答のあった自治体の内、首長部局又は教育委員会へ集約している割合

- ・教育委員会が、放課後児童クラブを所管している自治体は全体の約2割。
- ・23区ではおよそ半分に当たる11区で教育委員会が所管。市町村でも約4割の自治体が教育委員会が所管。



-222-

※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

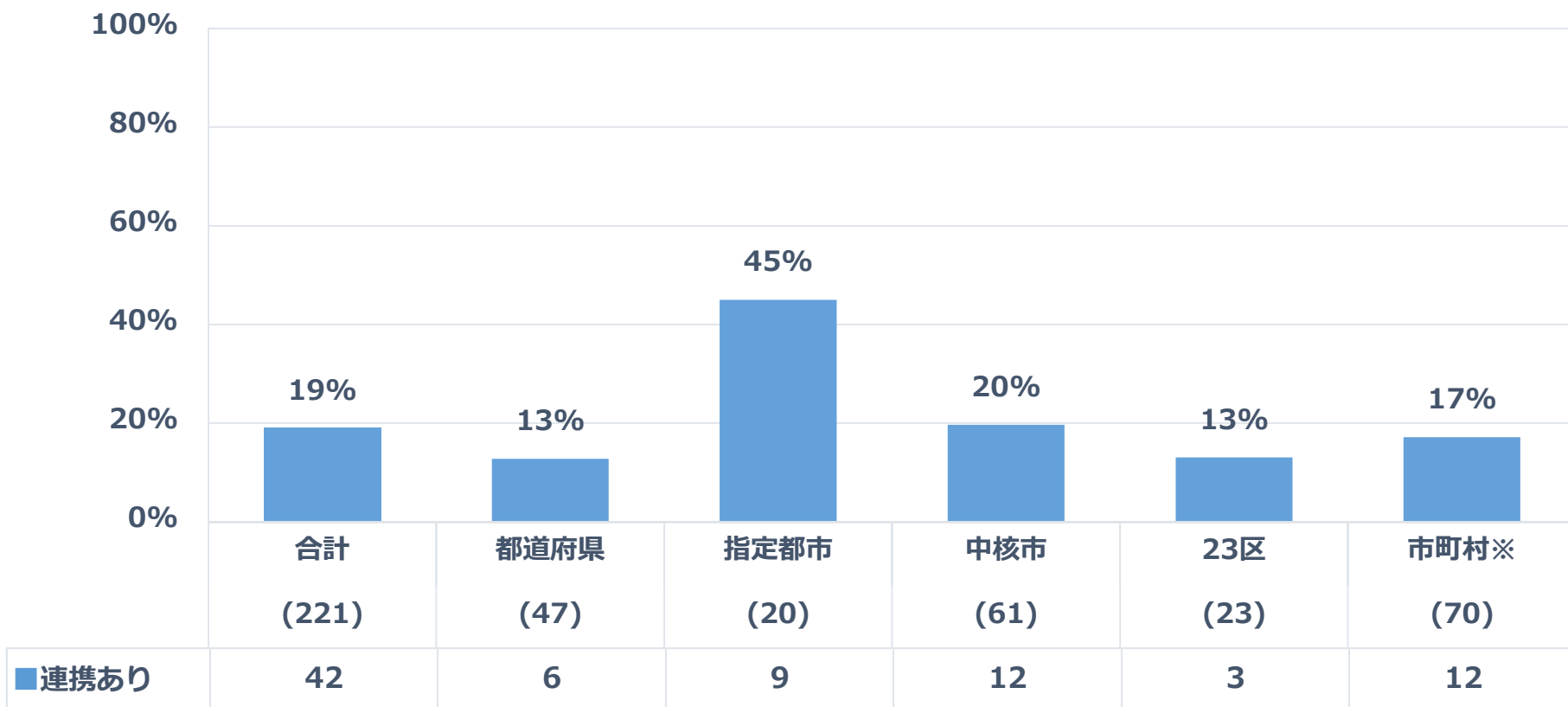
- ・こども政策のうち、児童福祉、こどもの貧困、母子保健、少子化対策に係る事務を首長部局に集約している自治体の割合が高い。

	合計 (221)				都道府県 (47)				指定都市 (20)				中核市 (61)				23区 (23)				市町村※ (70)			
	首長 部局		教委 委員会		首長 部局		教委 委員会		首長 部局		教委 委員会		首長 部局		教委 委員会		首長 部局		教委 委員会		首長 部局		教委 委員会	
こども政策の総合調整	139	63%	28	13%	27	57%	2	4%	19	95%	0	0%	45	74%	4	7%	16	70%	5	22%	32	46%	17	24%
青少年育成	94	43%	95	43%	31	66%	9	19%	16	80%	5	25%	24	39%	31	51%	10	43%	9	39%	13	19%	41	59%
こどもの貧困	173	78%	33	15%	39	83%	4	9%	19	95%	3	15%	49	80%	6	10%	19	83%	4	17%	47	67%	16	23%
少子化対策	161	73%	15	7%	38	81%	1	2%	16	80%	1	5%	47	77%	1	2%	14	61%	4	17%	46	66%	8	11%
児童福祉	179	81%	21	10%	38	81%	0	0%	19	95%	0	0%	52	85%	3	5%	19	83%	5	22%	51	73%	13	19%
母子保健	162	73%	6	3%	34	72%	0	0%	16	80%	0	0%	44	72%	0	0%	19	83%	1	4%	49	70%	5	7%
障害児支援	157	71%	50	23%	29	62%	7	15%	16	80%	7	35%	45	74%	10	16%	18	78%	11	48%	49	70%	15	21%
こどものいじめ	78	35%	145	66%	21	45%	24	51%	11	55%	14	70%	20	33%	41	67%	12	52%	19	83%	14	20%	47	67%
集約なし／無回答	28		13%		7		15%		1		5%		9		15%		1		4%		9		13%	

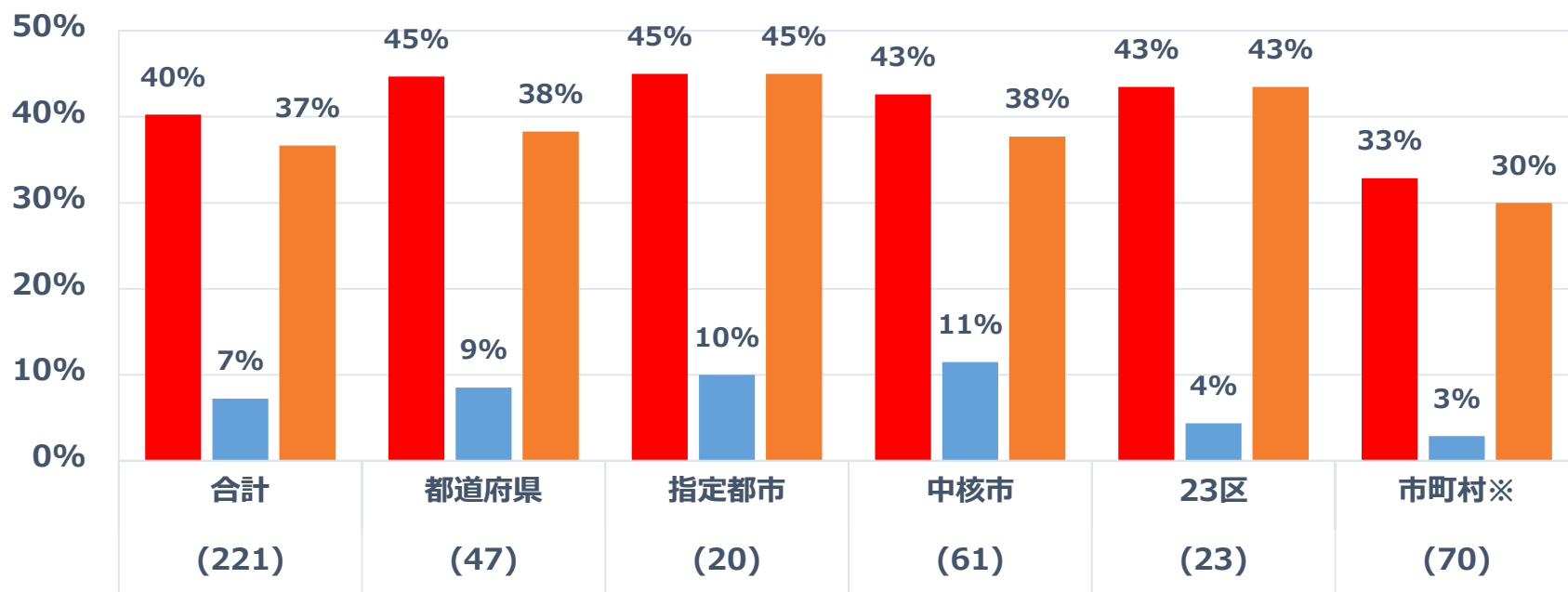
※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

注：「集約」とは、必ずしも全ての業務を担っている場合に限らず、その一部を事務委任・補助試行している場合も含む

- ・ NPO・民間との連携や人事交流について回答のあった自治体は全体の約2割。
- ・ 指定都市の約半数から連携事例の回答があるなど、NPO・民間との連携等が進んでいる。他方、それ以外の自治体のうち、回答のあった自治体は約1～2割程度。
- ・ 例えば、事業実施においてNPOや民間人と連携等を図るとともに、定期的な情報共有や意見交換などを通じ、施策の充実に取り組むなどの回答が見られた。



- ・首長部局にいじめに関する相談窓口を設置している自治体は全体の約4割。いじめに特化した窓口を設置している自治体も一定数存在（全体の約7%）。



■①「いじめに特化した窓口」を設置

■②「いじめを含む総合窓口」を設置

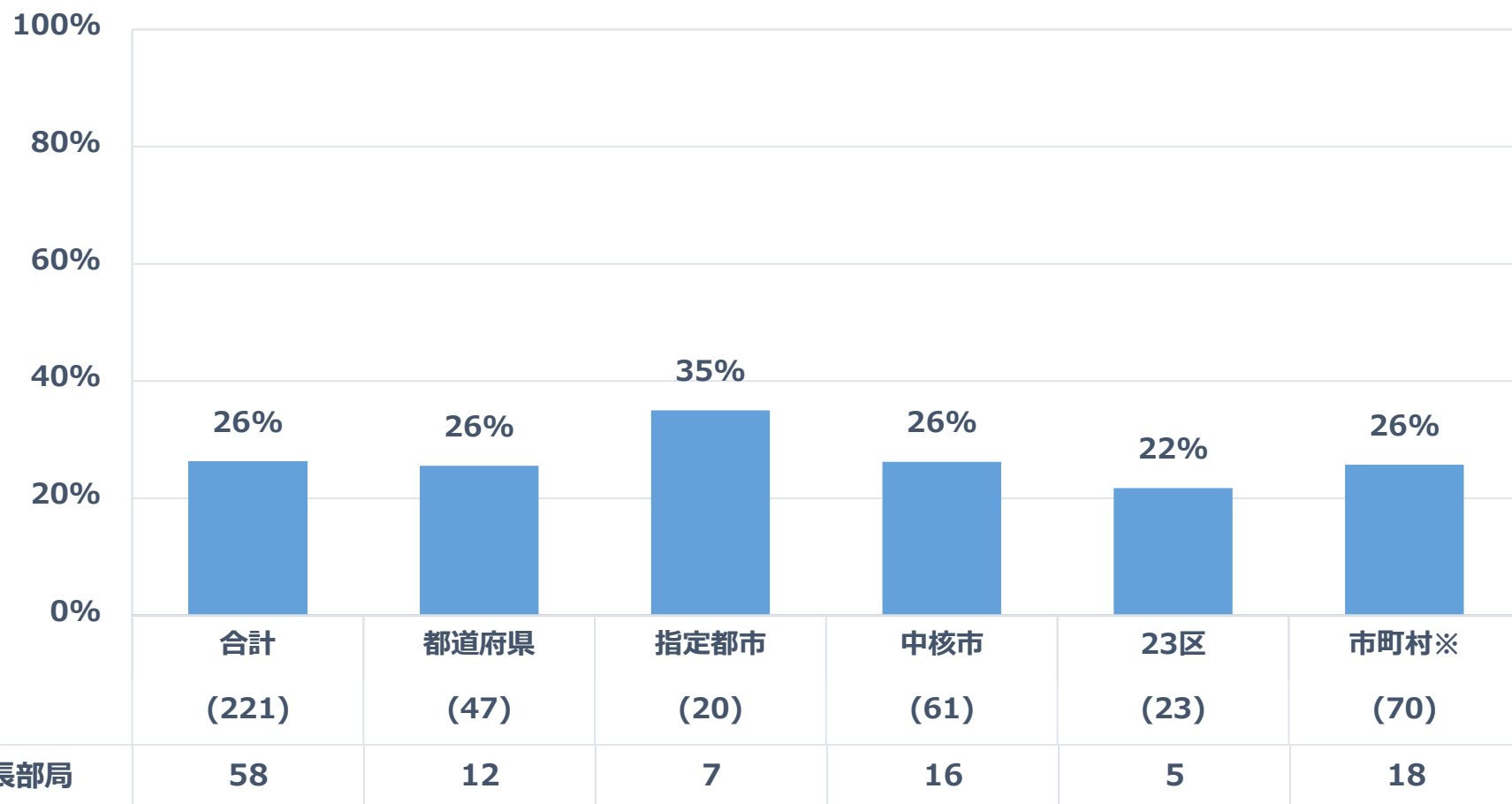
■①、②のいずれか又はその双方の窓口を設置
(注)

16(7%)	4 (9%)	2 (10%)	7 (11%)	1 (4%)	2 (3%)
81 (37%)	18 (38%)	9 (45%)	23 (38%)	10 (43%)	21 (30%)
89 (40%)	21 (45%)	9 (45%)	26 (43%)	10 (43%)	23 (33%)

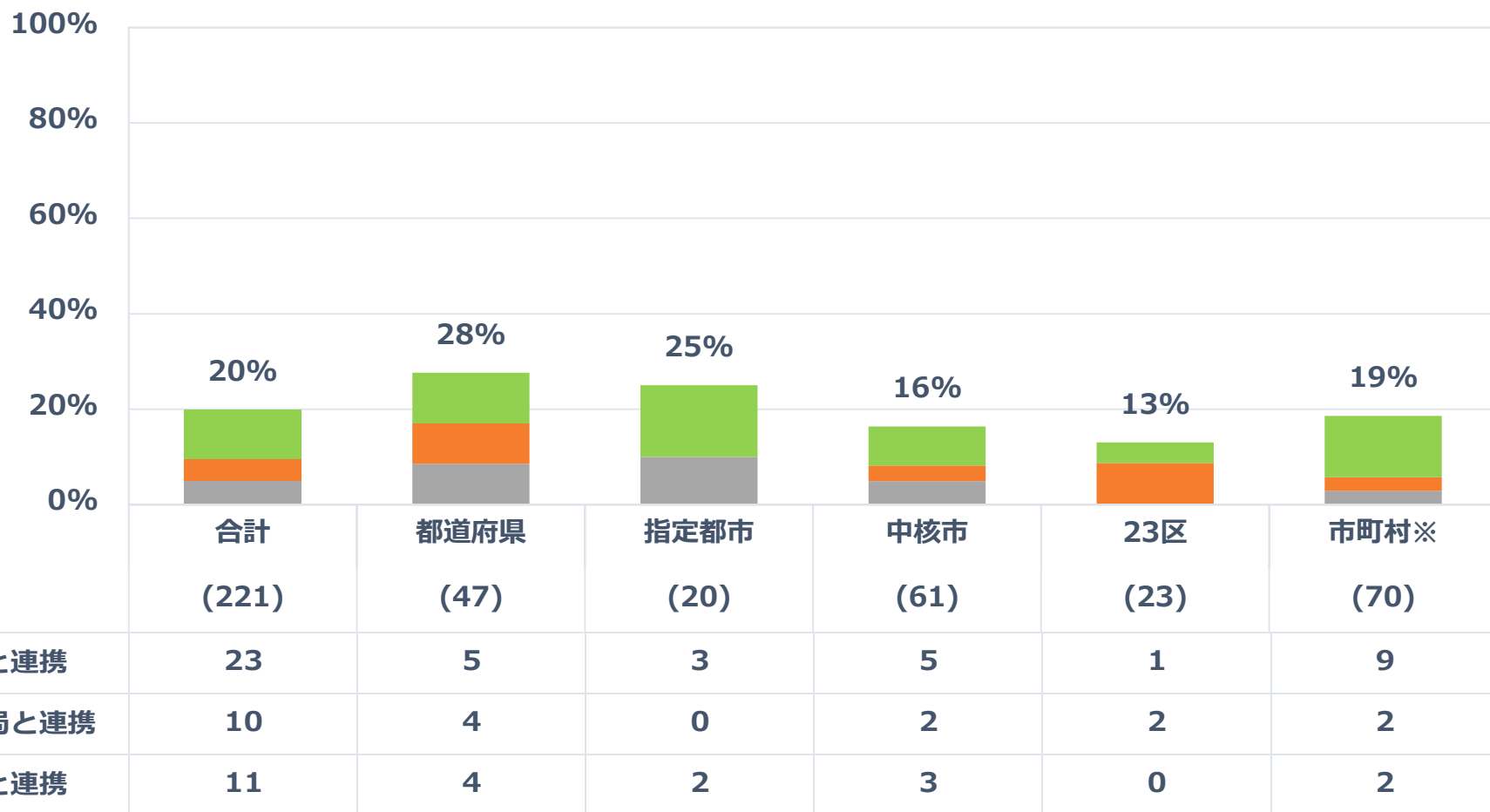
集計概要（調査項目4 いじめ問題に関して首長部局の取組）

（2）要保護児童対策協議会等のネットワークを活用している自治体

- ・いじめへの対応にあたり、首長部局が要保護児童対策協議会や子ども・若者支援地域協議会などの地域ネットワークを活用していると回答のあった自治体は全体の約3割。指定都市では約4割が活用。



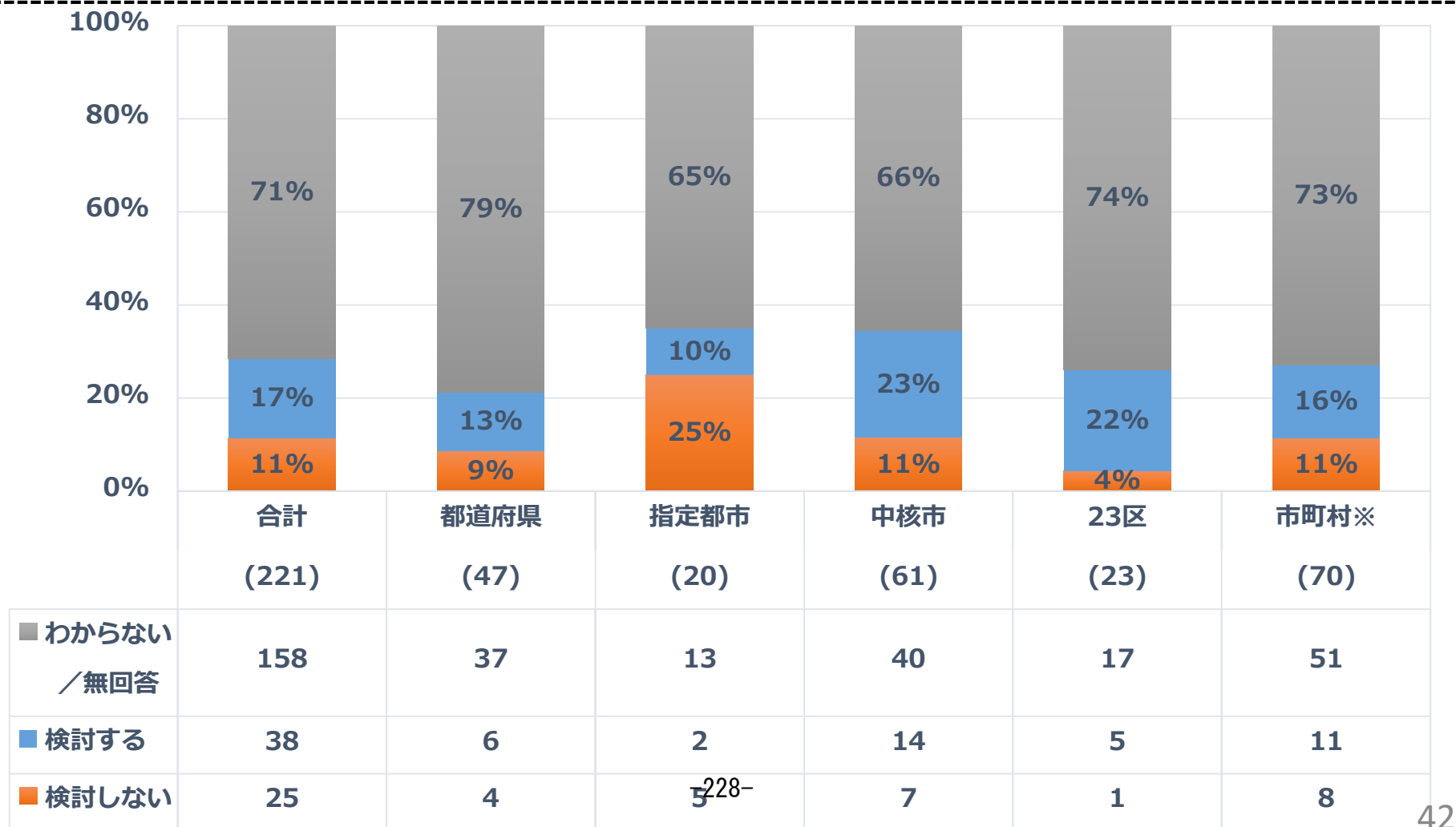
- ・ いじめに関し、首長部局が警察や法務局と連携をしている自治体は全体の約2割。
警察や法務局と連携している自治体の内、警察との連携を構築している自治体の方が若干多い。



-227-

※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

- ・ こども家庭庁の設置に伴い、自治体の組織改編を検討すると回答のあった自治体は全体の約2割。「検討しない」、「わからない」と回答した自治体は近年すでに組織改編を行った自治体が含まれている。



※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

調査に関する問合せ先

内閣官房こども家庭庁設立準備室

電話：０３－５２５３－２１１１（代表）